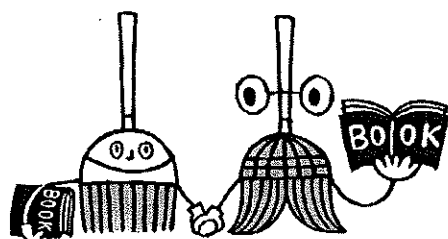
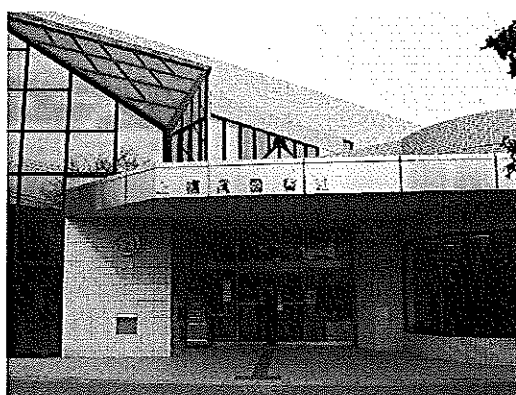


第二次ふじみ野市立図書館サービス計画



平成27年9月

ふじみ野市立図書館

目 次

はじめに	1
1 計画の目的	2
2 計画の期間	2
3 「第一次図書館サービス計画」の実施状況	2
(1) 活動状況と県内での位置	2
(2) 図書館運営全般	3
(3) サービス網	4
(4) 資料費	4
(5) 課題解決型の一般向けサービス	4
(6) 市役所他部局、大学等の連携	5
(7) 情報化への対応	5
(8) 児童サービス及びティーンエイジサービス	5
(9) 障がい者サービス	6
(10) レファレンスサービス	6
(11) 施設設備	6
4 「第二次図書館サービス計画」内容	6
ミッション・ビジョン・プラン体系図	7
プラン事業体系一覧	10
数値目標	17

資料

1 計画の策定経過	
策定経過	19
計画案に対する意見の募集（パブリック・コメント）結果	20
2 統計・調査資料	
平成25年度人口・産業構造類似市比較（資料1）	21
平成26年度図書館利用統計（資料2）	22
「ふじみ野市にお住まいの方への図書館利用アンケート」（平成23年実施）	
集計結果	23
「ふじみ野市立図書館の利用に関するアンケート」（平成26年実施）	
集計結果	38
3 法令・計画等	
第二次ふじみ野市子ども読書活動推進計画（施策体系）	58

図書館法（抜粋）	6 1
図書館の自由に関する宣言	6 6
ユネスコ公共図書館宣言	6 9
図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）	7 2
『これからの図書館像 ～地域を支える情報拠点をめざして～』 （報告書概要・抜粋）	7 9

はじめに

近年、情報技術の飛躍的な発達により、大きな情報化の波が訪れ、大量かつ速い情報伝達が可能となりました。こうした現代社会に対応し、暮らしを守っていくためには、正確で役に立つ客観的な情報を得られることが重要です。また、一人ひとりの自己判断、自己責任が強く求められています。

しかしながら、所得格差や情報へのアクセス技術の格差により、誰もが必要な情報を得られるというわけではありません。

図書館はすべての市民に開かれた施設であり、図書・新聞・雑誌・行政資料などの紙の資料だけでなく、インターネット上の情報も利用できるようななど、幅広く収集、整理、保存、提供しています。また様々な事業を行い必要な情報を得やすくしています。

そこで、図書館をふじみ野市民の生活により役立てていただけるよう、図書館の使命や目標を明らかにし、公表し、実践するために、平成22年6月に「ふじみ野市立図書館サービス計画」（以下「第一次図書館サービス計画」という。）を策定し、様々な取組を行ってきました。その結果、平成22年11月には、移動図書館や読み聞かせなど子どもに対するサービスの取組が評価され、埼玉県から「埼玉・教育ふれあい賞」を受賞しました。さらに、平成23年4月には文部科学大臣より「子どもの読書活動優秀実践校・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰」を受賞しました。

「第一次図書館サービス計画」の策定から5年を経過し、平成27年10月より上福岡図書館、西公民館図書室が指定管理の運営に移行されるに伴い、開館日・開館時間拡大、小学校図書室への支援、「子ども司書制度」の創設など、予定されているサービス向上を踏まえ、これまでの取組について検証し、より良い図書館サービスを行うため、「第二次ふじみ野市立図書館サービス計画」（以下「第二次図書館サービス計画」という。）を策定します。

1 計画の目的

「第一次図書館サービス計画」においては、『どうしたら図書館を市民の生活の一部として活用していただけるのだろうか』ということを第一に考えて計画を策定しました。「第二次図書館サービス計画」においても同様に、「第一次図書館サービス計画」を踏まえ、より時代の変化に則した計画にするべく見直しと点検を行います。

2 計画の期間

「第二次図書館サービス計画」の期間は、平成 27 年度から概ね 5 か年とし、社会情勢の急激な変化に対しては、随時、計画の見直しを行っていきます。

3 「第一次図書館サービス計画」の実施状況

平成 22 年 6 月に策定した「第一次図書館サービス計画」においては、下記のミッションとビジョンを掲げ、図書館を市民の生活の一部として活用していただくことを第一に考えた取組を行ってきました。

ミッション（使命）

市民の暮らしが豊かになるよう、「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えます

ビジョン（展望）

- （1）地域の情報拠点を目指します
- （2）市民の学びを支える図書館を目指します
- （3）市民とともに歩む図書館を目指します

（1）活動状況と県内での位置

平成 25 年度の活動状況は、図書購入費（決算額）が 17,819 千円、上福岡図書館・大井図書館の蔵書数（図書）が 525,265 冊、貸出冊数（図書・雑誌）が 865,078 冊、集会行事等参加者数が 12,950 人となっています。県内公共図書館との比較では、人口一人当たり貸出冊数が 7.94 冊で 63 市町村のなかで 5 位、人口一人当たり蔵書冊数が 4.82 冊で 16 位、人口一人当たり図書購入費が 164 円で 34 位となり、人口一人当たり図書購入費以外の指標は県平均を上回っています。

県内の市立図書館で比較すると、人口一人当たり貸出冊数が 2 位、人口一人当たり蔵書数が 4 位となっており、県内でも優れた図書館活動をしています。

（『平成 26 年度埼玉の公立図書館』埼玉県図書館協会編、2014 年 9 月発行から）

人口産業構造が類似している市の比較(資料1:「平成25年度人口・産業構造類似市比較」)では、専任職員数、人口一人当たり蔵書冊数、人口一人当たり貸出冊数、人口一人当たり予約件数、相互借受数ではいずれも平均を上回り、とりわけ貸出冊数は2位です。

また、ホームページからの予約やリクエスト(購入依頼)の受付を開始したことで、予約件数はこの5年間で倍増しました。

平成23年7月には、より良く市民の声をサービス計画に反映させるため、市内在住の図書館利用者600人を対象とした「ふじみ野市にお住まいの方への図書館利用アンケート」を実施し、平成26年7月には無作為抽出した市民2,000人を対象とした「ふじみ野市立図書館の利用に関するアンケート」を実施しました。

また、平成26年3月には「第二次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

これまでの図書館の活動や事業の成果については、継続性のあるサービス活動を着実に進めてきた結果です。平成27年10月からは、更なるサービス向上を目指し、民間企業の活力を活用し、上福岡図書館・西公民館図書室に指定管理者制度が導入され、開館日の増加・開館時間の延長、小学校の支援などを行う予定です。

(2) 図書館運営全般

ビジョンに基づく基本的な運営方針は、上福岡図書館は、貸出サービスを中軸にしつつ、「暮らしに役立つ図書館」を目標に、市民や学校、行政などの課題解決を支援する情報提供に力点を置いています。大井図書館は「地域に根付く身近な図書館」を目標に、地域文庫やボランティアとの連携による児童サービスの充実を図ってきました。また、職員のスキルアップのための研修会に積極的に参加しました。職員会議などでも、日常の課題や問題を全員で検討協議し、事務改善と職員の意識改革に努めました。

平成26年度の職員数は、上福岡図書館が12人(うち司書有資格者7人)、大井図書館が6人(うち司書有資格者4人)です。職員に占める司書の割合が61%と司書の比率が高く、これが高いサービスを維持できている要因の1つとなっています。平成27年10月からの上福岡図書館と上福岡西公民館図書室の指定管理者の運営においても、司書率を55%以上として運営しますので、民間企業のノウハウと活力を充分活かし、更に高いサービスと、より安心安全な施設管理を目指します。

(3) サービス網

上福岡図書館・大井図書館・上福岡西公民館図書室・移動図書館・地域文庫で全域サービスを行いました。上福岡西公民館図書室は、上福岡図書館から職員 1 人を交替で派遣して運営しました。地域文庫は 4 文庫をボランティアで運営しました。移動図書館は、ボランティアと図書館職員により駒西、元福、西原、さぎの森、東台、三角の各小学校に巡回貸出しサービスを実施しました（三角小学校は平成 27 年 5 月からサービス開始）。

サービス網の課題は、市の南側エリアの旭、市沢、うれし野、大井、苗間地区の利用が少ない状況となっていることです。この地域の利用率の平均は 8 % で、上福岡図書館エリアの 16 %、大井図書館エリアの 15 % と比較すると利用率は約半分にとどまっています（資料 2：「平成 26 年度図書館利用統計」）。南側エリアには地域文庫が 1 か所あるほか、東台小学校、三角小学校への移動図書館の巡回を行っていますが、上福岡図書館、大井図書館、西公民館図書室のいずれからも半径 1 km 以上離れており、サービスの基点となる分館の設置などの検討が必要と考えられます。

(4) 資料費

地方財政逼迫の中で、資料費の減少傾向が続いています。合併時、31, 118 千円あった資料費が、平成 21 年度では 21, 465 千円、平成 26 年度では 19, 000 千円となっています。雑誌の購入費も減少しており、平成 21 年度には西公民館図書室の雑誌の購入を中止せざるをえず、その後も復活には至っていません。そのような事態においても、平成 24 年度には雑誌スポンサー制度^{※1}を導入し、企業の協力を得て雑誌の充実に努めました。

資料費は図書館サービスを支える根幹であるので、資料費の定額の確保はなされなければなりません。

(5) 課題解決型の一般向けサービス

上福岡・大井両図書館では、暮らしに役立つ法律関係のパンフレットを集めた法情報パンフレットコーナーを設置しました。上福岡図書館では、就職・起業・経営関係の資料を集めたビジネス支援コーナーや、医療と健康に関する図書とパンフレットを集めた医療・健康情報コーナーを設置し、生活課題に合わせた資料提供の充実に努めました。また、テーマ展示やミニ展示によって資料の積極的提供を行っており、展示することによって貸出しが多くなりました。

※1 雑誌スポンサー制度：NPO 法人地域活性化プラザが図書館と雑誌スポンサーを仲介し、図書館が雑誌の提供を受け、雑誌スポンサーの企業名を雑誌カバーに掲示する制度。

(6) 市役所他部局、大学等の連携

市役所の他部局と連携して図書資料等の展示を行いました。上福岡図書館では、毎朝ふじみ野市に関連する新聞記事の見出しを庁内 LAN で配信しました。平成 25 年度からは行政関連資料の新着案内や紹介メールなども「お仕事支援情報」として配信し始めました。今後も図書館が市役所の業務に役立つものであるということを職員にアピールして、広く利用してもらうことが重要です。

また、実習生やインターンシップ、養護学校生徒、教員などの研修の受入れを積極的に実施しており、図書館業務に関わることで図書館の活用法を学び、仕事や学習に役立てることに貢献しました。それが図書館の良き理解者や応援団を増やすことにも役立っています。

(7) 情報化への対応

情報へのアクセス技術の格差を解消するためにパソコン講習会を上福岡図書館で実施しています。上福岡図書館、大井図書館とも、インターネットへの接続ができる情報支援用パソコンの貸出し、持ち込みパソコンの優先席の設置や、インターネット閲覧端末の設置などを実施し、県内でも情報化への対応が進んでいる図書館となりました。

上福岡図書館では無線 LAN 環境^{※2}がありますが、今後は両館とも良質で安全な公衆無線 LAN 環境の整備が求められています。

(8) 児童サービス及びティーンエイジサービス

上福岡図書館、大井図書館とも、学校への支援、移動図書館の巡回貸出し、おはなし会の実施、他施設の読み聞かせ講座などへの職員の派遣など、充実したサービスを展開してきました。また、ビッグブック^{※3}・パネルシアター・エプロンシアター^{※4}を多数揃え、団体、個人の読み聞かせなどに提供しました。

大井図書館では、地域文庫による身近できめ細かい児童サービスを提供しており、読み聞かせボランティアの育成やボランティアとの連携事業も実施し、地域に密着した児童サービスを実現してきました。

ティーンエイジコーナーについては、上福岡図書館では蔵書数を充実させ、ティーン向け事業も実施しました。大井図書館では平成 22 年にティーンエイジコーナーを創設し、利用者も増加しています。

※2 特定の公衆無線 LAN サービスとなります。

※3 ビッグブック：大人数のおはなし会での読み聞かせに対応できる大型絵本。

※4 パネルシアター・エプロンシアター：パネルやエプロンを舞台に見立て、人形などを動かしながらおはなしをする人形劇の一種。

(9) 障がい者サービス

障がい者サービスは上福岡図書館、大井図書館とも取り組み、朗読テープ資料数が充実している大井図書館では、図書館利用に障がいのある方への郵送サービスを積極的に行いました。また、初級・中級の朗読者養成講座を開催し、図書館利用に障がいのある方のリクエストに応えたデージー（デジタル録音図書）を講座参加者が作成し、点訳グループとも連携するなど、きめ細かいサービスを展開しました。今後はデージーによるサービスが主流となるため、機器の操作や機材の貸出しなどが求められています。

(10) レファレンスサービス

案内カウンターでレファレンスの対応をしていますが、レファレンス記録のデータ化が進んでいません。レファレンスを的確かつ迅速に実施し、充実していくためにもデータ化を進めることが求められています。

(11) 施設設備

上福岡図書館では、市民の学習活動を支援するため、集会室・視聴覚ホール・展示コーナーを市内の団体に貸し出しているほか、上福岡図書館、大井図書館とも集会室等で様々な行事を実施してきました。また、利用者が図書館の視聴覚資料を視聴するための視聴覚ブースを設置していますが、経年劣化による設備の老朽化や機器の故障が度々発生しています。今後、これらのサービスを継続していくためには適正な維持管理が必要ですが、視聴覚資料の形態の変化に対応したサービスが求められます。

4 「第二次図書館サービス計画」内容

「ユネスコ公共図書館宣言1994年」は、公共図書館を「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人及び社会集団の生涯学習、独自の意思決定及び文化的発展のための基本的条件を提供する」ことにより「男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成する必須の機関である」と位置付けています。

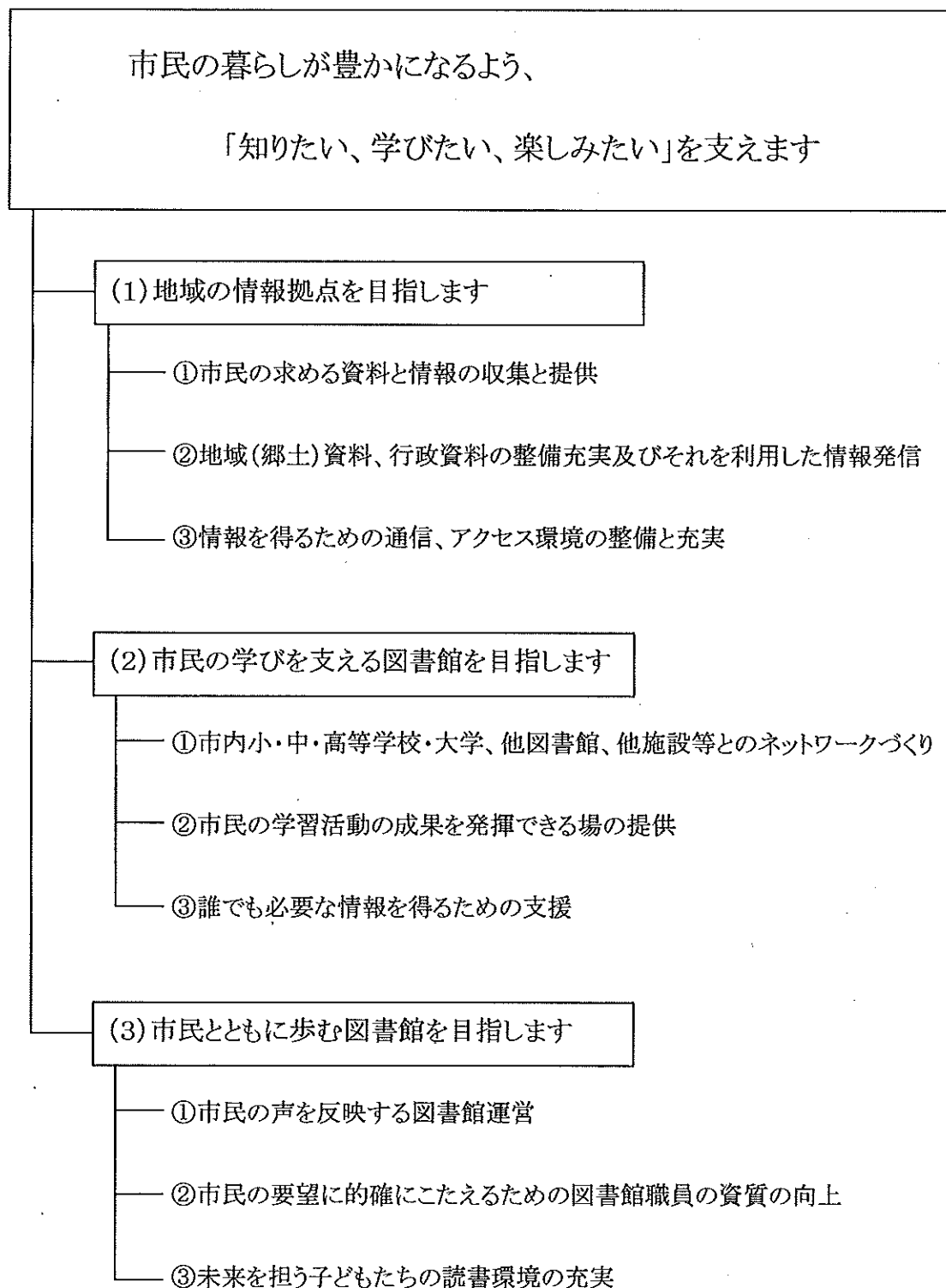
「第一次図書館サービス計画」のミッションは、「宣言」の精神を生かし、ふじみ野市立図書館が、生涯学習の拠点として市民が生活する上で必要とする知識と情報を提供することを通して、豊かな市民生活の実現に寄与する使命を明確化したものです。

「第二次図書館サービス計画」も「第一次図書館サービス計画」と同様のミッション、ビジョンを掲げ、以下の理念と方針のもとに別表のプラン事業を進め、目標達成のための数値目標を別表のとおり設定します。

この計画の実施状況は、毎年評価を実施し、サービスの見直しや点検を行

うことにより、更に実効性のある計画としていきます。

ミッション・ビジョン・プラン 体系図



(1) 地域の情報拠点を目指します

図書館は地域の情報センターです。地域の要求や状況に応じた資料があり、市民の知りたい情報や知識の提供を行う基本的な施設としてあり続けなければなりません。また、図書館サービスの状況、情報の発信を積極的に行い、身近な図書館を目指します。

①市民の求める資料と情報の収集と提供

平成27年10月に上福岡図書館、西公民館図書室が指定管理者の運営になることに伴い、大井図書館が中央館の役割を担います。大井図書館は「地域に根づく身近な図書館」を基本方針に、地域文庫やボランティアとの連携による児童サービスの充実を図ってきましたが、蔵書構成や書架レイアウトを見直すなど、より利用しやすい図書館づくりを目指します。

ふじみ野市立図書館が市民の皆さんと作り上げてきた図書館の継続と発展のため、指定管理者へのモニタリングをしっかりと行うとともに、「第二次図書館サービス計画」に基づくサービスを指定管理者と共同で実施し、上福岡図書館と大井図書館で一体的な資料選定と提供を行い、市民の生涯学習を支えます。

全域サービスの実現に向けて、利用の少ない市南東部へのサービス拠点の設置について見直しを行い、移動図書館未巡回の小学校への新たな移動図書館サービスを実施します。

また、社会情勢に合わせ、紙媒体でない資料・情報（電子書籍・統計資料DVD等）の収集と提供についての検討も行います。

②地域（郷土）資料、行政資料の整備充実及びそれを利用した情報発信

ふじみ野市に関する資料収集と情報発信を積極的におこない、市民生活と行政の課題解決を支援します。郷土資料においては、デジタルアーカイブ化を検討します。

③情報を得るための通信、アクセス環境の整備と充実

市民の誰もが必要な情報にアクセスできる環境を提供し、情報格差を解消します。また、新たな商用データベースの導入を検討します。

(2) 市民の学びを支える図書館を目指します

生涯学習の拠点施設として、市民の学習活動の支援や地域の教育機関・施設等と連携し、情報化社会に対応した情報支援を行います。

①市内小・中・高等学校・大学、他図書館、他施設等とのネットワークづくり
様々な施設や機関と連携することによって、より効果的な学習環境を整備します。

②市民の学習活動の成果を発揮できる場の提供

市民が学んだ成果を発揮する場を提供することにより、一人ひとりの学びの成果が多くの市民にフィードバックし、互いに高めあうことができるようにします。

③誰でも必要な情報を得るための支援

図書館利用に障がいのある人もない人も、誰でも仕事や生活に必要な情報を得られるよう支援します。また、洋書の充実や外国語の利用案内の作成などにより、日本語を母国語としない人の利用支援を強化します。

(3) 市民とともに歩む図書館を目指します

図書館を育てるのは、市民の力であり、図書館は市民のさまざまなニーズをもとに発展していきます。また、図書館は子どもたちの一人ひとりの発達段階に応じたさまざまな読書活動ができるように子どもたちへの読書環境の整備に努める必要があります。

①市民の声を反映する図書館運営

日々の業務の中で、また様々な機会を通じて市民の声を聴き、サービスの点検や計画づくりに活かします。

②市民の要望に的確にこたえるための図書館職員の資質の向上

国や県等の研修に計画的に職員が参加し、資質を向上します。また、図書館内部の研修会を行い、全体的なレベルアップを目指します。

③未来を担う子どもたちの読書環境の充実

ふじみ野市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちの読書環境を充実させます。小学校への図書館支援の取組や、子ども司書の育成などを行う「子ども司書制度」に取り組み、子どもたちが主体的に読書に親しむ環境整備を目指します。

プラン事業体系一覧

※第二次計画の取組内容について：第一次計画と同様の内容で事業を継続するものは【継続】と表記し、取組内容の記述は省略しました。事業を継続しつつ新たな取組内容が加わったものについては、【継続】の表記と併せて取組内容を記述しました。

(1) 地域の情報拠点を目指します

①市民の求める資料と情報の収集と提供

事業	第一次計画の達成状況		第二次計画での取組	
	達成状況	取組内容	取組内容	担当館
全域サービスの実現				
・市南東部にサービス拠点の設置の検討	検討中	ブックポストの設置と定期的な回収について検討した。	サービス拠点の設置について見直す。他の公共施設や地域文庫での貸出・返却について検討する。	大井
・未巡回の小学校に移動図書館サービスの実施	取組中	22年度から東台小学校へ運行開始。27年度から三角小学校へ運行開始。	新たに2校運行開始。(上福岡図書館、大井図書館、西公民館図書室から1キロメートル以上離れている小学校)	上福岡
・市バス運行コースへの組み込みの実現	達成 (終了)	22年度から上福岡・大井図書館とも運行コースに組み込み。	—	—
資料収集要綱の見直し	検討中	社会情勢に合わせて検討。	社会情勢に合わせ、電子書籍などの導入を検討。	大井
資料の充実				
・利用者層に合わせた蔵書構成全体の見直し、利用者のニーズの把握	達成	23年、26年に利用アンケートを実施し、各年代のニーズを把握した。	【継続】 ・アンケートの結果を踏まえ、蔵書構成を見直し。	両館
・視聴覚資料の充実	取組中	DVDの購入を推進し、視聴覚資料の充実を図った。	ビデオテープの劣化に伴い、可能なものはDVDに切り替える。	両館
・郷土資料、参考資料の適正配置	取組中	・必要な参考資料の洗い出し。 ・白書年鑑類の購入見直し。	・必要な参考資料の洗い出し。 ・白書年鑑類の購入見直し。 ・計画的な参考資料の買い足し。	両館

・収集分担	取組中	上福岡図書館で専門書を収集。	・中央館として、大井図書館の蔵書構成を検討する。 ・同ジャンルでも入門・専門で保存館を分けるなど工夫する。	大井
・雑誌の収集・保存の充実	取組中	雑誌スポンサー制度の導入による雑誌の充実。	雑誌スポンサー制度の導入による雑誌の充実。	両館
ビジネス支援コーナーの充実	達成	ビジネス支援関連図書の新刊を毎年40冊程度受け入れ。	【継続】 ・ビジネス支援関連図書の新刊を毎年50冊程度受け入れ。	上福岡
医療情報提供のための整備充実	達成	・医療・健康情報コーナーを設置。 ・関連図書リストの作成・配布を開始。 ・26年度に関連講座を開催。	【継続】 ・関連図書リストを定期的に作成・配布する。 ・関連講座を年1回以上開催。	上福岡
障がい者資料の収集整備、充実	達成	朗読CD、大活字本、障がい者関連図書の受け入れ。	【継続】	両館
電子書籍への取組	(第二次計画新規事業)	—	【新規事業】 電子書籍の購入を検討する。	上福岡
テーマ展示の充実	達成	一般展示、ミニ展示、児童の季節展示を継続的に実施。	【継続】	両館
コンピュータシステムの更新	達成	・26年度までに「おサイフケータイ」導入、携帯サイト開始。 ・27年1月システム更新。スマートフォンサイト開始。	【継続】 ・32年1月更新予定。	両館
子ども読書支援	達成	・第二次こども読書活動推進計画策定 ・学校向け利用案内、大型絵本リストなどのコンテンツを作成、公開。	【継続】 ・学校向け利用案内、大型絵本リストなどの更新。	両館
リクエストサービスの充実	達成	・受取順予約の開始。 ・Webからの図書購入依頼の受付開始。 ・回送便の運行を増やしたことによる予約提供の迅速化。	【継続】 ・受取順予約、Webリクエストの利用を推進する。	両館

②地域（郷土）資料、行政資料の整備充実及びそれを利用した情報発信

事業	第一次計画の達成状況		第二次計画での取組	
	達成状況	取組内容	取組内容	担当館
Web 版郷土資料コーナーの充実 ・ブックリストの作成と Web 公開の実施 ・パスファインダーの構築(調べ方の道筋を示すもの)	達成	・26年度に図書館ホームページ内に「郷土資料のページ」を開設し、「問い合わせの多い本」リストを公開。	【継続】 ・ブックリスト、リンク集、パスファインダーの公開、充実。 【新規事業】 郷土資料のデジタルアーカイブ化を資料館と共に検討する。	上福岡
行政資料の充実 ・無料配布資料の収集	達成	行政資料等を随時収集。	【継続】 ・行政資料の積極的な収集。 ・郷土著者の発見。	両館
行政支援の充実 ・職員向けメルマガの発行	達成	25年度から庁内LANで「お仕事支援情報」の発信を開始。	【継続】 ・庁内LANで「お仕事支援情報」を毎月発信。	大井
・市の計画、施策に関連した資料の収集	達成	関連資料を随時収集。	【継続】	上福岡
・新聞記事見出しリスト作成	達成	ふじみ野市に関する新聞記事の見出しリストを作成し、庁内LANで発信。	【継続】	大井
・ブックリスト作成配布	達成	新入職員向けブックリストの作成、配布。	【継続】 ・新入職員向け、仕事支援等、各種ブックリストの作成、配布。	大井
・展示協力	達成	市役所各部署・機関に展示スペースを提供、図書展示の協力	【継続】	両館

③情報を得るための通信、アクセス環境の整備と充実

事業	第一次計画の達成状況		第二次計画での取組	
	達成状況	取組内容	取組内容	担当館
無線LAN環境の提供	検討中	両館で無線LAN環境の提供を検討。	両館で無線LAN環境を提供する。	両館
パソコンの館内貸出し	達成	23年度に大井図書館で情報支援用パソコンの貸出を開始。(上福岡図書館は15年度から開始。)	【継続】	両館

商用データベースの導入	達成	・24年度に「ヨミダス文書館」導入。 ・26年度に「官報情報検索サービス」導入。	【継続】 ・他のデータベースの導入も検討実施する。	上福岡
-------------	----	---	------------------------------	-----

(2) 市民の学びを支える図書館を目指します

①市内小・中・高等学校・大学、他図書館、他施設等とのネットワークづくり

事業	第一次計画の達成状況		第二次計画での取組	
	達成状況	取組内容	取組内容	担当館
市内の小中学校・高等学校・大学との連携				
・学校向け利用案内の配布	達成	年度当初の校長会で毎年配布。	【継続】	大井
・図書主任向け懇談会の開催	検討中	年1回の開催を検討。	年1回開催。	上福岡
・職場体験活動の支援	達成	市内小中学校、高等学校、大学等からの依頼に応じ、学生や教諭等の職場体験・実習を受け入れ。	【継続】	両館
・文京学院大学図書館との相互利用の検討	達成 (終了)	23年度に相互利用協定を締結。	—	—
市役所、子育て支援センターとの連携				
・読み聞かせ支援	達成	・小学校、子育て支援センターの読み聞かせ講座に職員を講師として派遣。 ・保育所からの依頼に応じ、出張おはなし会を実施。	【継続】	両館
・ブックスタート支援	達成	・保健センターでのブックスタートを年12回、2か所で実施。 ・赤ちゃん向け絵本リストの作成配布。	【継続】	両館
他図書館との連携				
・広域利用のPR	達成	富士見市・三芳町・川越市の各図書館の利用案内を配布。	【継続】	両館
・国会図書館レファレンス共同データベースの活用	達成	レファレンス受付時に国会図書館レファレンス共同データベースを活用。	【継続】	両館
			【新規事業】 国立国会図書館の図書館向けデジタル資料送信サービスの導入。	

②市民の学習活動の成果を発揮できる場の提供

事業	第一次計画の達成状況		第二次計画での取組	
	達成状況	取組内容	取組内容	担当館
ボランティアの育成と場の提供	達成	・22年度にボランティア養成講座を開催し、図書館友の会を結成。 ・読み聞かせボランティア育成講座を毎年実施。	【継続】 ・図書館友の会、読み聞かせボランティアとの協力。 ・読み聞かせボランティア育成講座のステップアップ。	両館
展示スペースの有効活用の促進	達成	サークルの展示や写真展など、市民の発表の場として利用。	【継続】 ・サークルの展示や写真展など、市民の発表の場としてより有効活用されるようPRする。	上福岡
集会室(学習室)の提供	達成	夏休み期間の学習室の提供を毎年実施。	【継続】	両館
パソコン講習会、本の探し方講座の開催	達成	はじめてのパソコン講習会、Word 基礎講習会、Excel 基礎講習会を毎年実施。	【継続】	上福岡

③誰でも必要な情報を得るための支援

事業	第一次計画の達成状況		第二次計画での取組	
	達成状況	取組内容	取組内容	担当館
障がい者サービスの充実				
・サービス要綱の作成	達成 (終了)	「視覚障害者等サービス要綱」の作成、公布。	—	—
・宅配サービスの実施	取組中	職員による高齢者施設等への宅配を試験的に実施。	宅配サービスの本格実施を検討する。	上福岡
・学習障がい児への対応	取組中	対象者の把握やニーズの調査。 マルチメディアデジターの収集。	対象者の把握やニーズの調査。 マルチメディアデジターの収集。	両館
・著作権法改正に伴う録音図書の充実	取組中	録音図書製作の実施。	録音図書製作(デジター版)、既存テープのデジター化	両館
・録音図書のデジタル化の推進	取組中	デジター作成・編集をスムーズに行うための講座を25年度、26年度に実施。	デジター作成者のスキルアップ講座を実施する。	両館

日本語を母国語としない人のための資料の整備充実及び利用支援	達成	洋書絵本の収集。	【継続】 ・資料の充実。	両館
			【新規事業】 外国語の利用案内を作成する。	
レファレンスサービスの充実	達成	大井図書館に案内コーナーを設置。	【継続】 ・レファレンス記録の年度ごとのファイル化・データ化。 ・国会図書館レファレンス共同データベースの活用。	両館

(3) 市民とともに歩む図書館を目指します

①市民の声を反映する図書館運営

事業	第一次計画の達成状況		第二次計画での取組	
	達成状況	取組内容	取組内容	担当館
図書館協議会会議の開催	達成	年3回開催	【継続】	大井
利用者アンケート調査の実施	達成	・来館した市民を対象とした利用アンケートを23年度に実施。 ・無作為抽出した市民を対象とした図書館の利用に関するアンケートを26年度に実施。	【継続】 ・3～5年ごとに利用者アンケートを実施する。	上福岡
投書箱の設置と回答の公開	達成	投書に対する迅速な回答・対応に努めた。	【継続】	両館
様々な機会と媒体を利用した広報の実施	達成	・図書館ホームページ、図書館公式ブログ（平成22年7月開設）による広報の実施。 ・ケーブルテレビやラジオ番組などを通じ、事業をPR。	【継続】 ・ツイッター等、その他の媒体の利用も検討。	両館
利用者懇談会の開催	検討中	年1回の開催を検討。	年1回開催。	上福岡

②市民の要望に的確にこたえるための図書館職員の資質の向上

事業	第一次計画の達成状況		第二次計画での取組	
	達成状況	取組内容	取組内容	担当館
計画的な研修への参加及び職員全体への研修成果のフィードバック	達成	・日本図書館協会主催のステップアップ研修への参加及び研修成果内部発表会の開催。 ・県立図書館主催の各種研修への参加。	【継続】	両館

館内研修の実施	達成	・レファレンス事例の研究・研修。 ・臨時職員対象の接遇・修理等の研修を年1回程度実施。	【継続】	両館
---------	----	--	------	----

③未来を担う子どもたちの読書環境の充実

事業	第一次計画の達成状況		第二次計画での取組	
	達成状況	取組内容	取組内容	担当館
おはなし会等児童向け行事の実施	達成	・おはなし会を週1～2回実施 ・こどもえいが会を週1回実施 ・夏休み等に特別映画会や特別おはなし会、その他の児童向け行事を実施	【継続】	両館
Web 公開も含めたブックリストの作成	達成	・小中学生向け夏休みおすすめ本リストの作成及び全校生徒への配布。 ・課題図書、夏休みおすすめ本、大型絵本等のリストを図書館ホームページで公開。	【継続】 ・各種リストの継続的な作成・更新・配布。	両館
読み聞かせ講座の実施	達成	小学校で読み聞かせをする人を対象とした絵本講座を実施。	【継続】	上福岡
学校訪問の実施	達成	小学校からの依頼に応じ、ブックトークを実施。	【継続】	両館
移動図書館の実施	達成	市内の小学校6校を巡回。	【継続】 ・市内の小学校8校を巡回。	上福岡
地域文庫の整備充実	達成	ふじみ野市西地区で4文庫運営。定期的に連絡会議を開き、地域文庫を協同運営。(地域文庫長会議：年7回、総会：年1回)	【継続】	大井
ティーンエイジ資料の充実	達成	・上福岡図書館のティーンエイジ資料について精査し、充実を図った。 ・23年度に大井図書館にティーンエイジコーナーを設置し、資料の収集、充実を図った。	【継続】 ・継続的な資料の収集、充実。	両館

数値目標

事業	目標項目	26 年度実績	31 年度目標値	担当館
全 域 サ ー ビ スの実現	新規登録者数	3,331 人	3,400 人	両館
資料の充実	蔵書点数	549,365 点	580,000 点	両館
	雑誌タイトル数	267 誌	271 誌	両館
	新聞タイトル数	28 紙	28 紙	両館
	DVD点数	967 点	1,200 点	両館
	予約・リクエ スト点数	113,214 点	140,000 点	両館
	貸出点数	922,718 点	950,000 点	両館
ビジネス支 援コーナー の充実	ビジネス支援関 連の新刊図書受 け入れ冊数	46 冊	50 冊	上福岡
医 療 情 報 充 実のための 整備充実	関連講座開催回 数	1 回	1 回	上福岡
展示協力	市役所各部署・ 機関への展示ス ペースの提供、 図書展示の協力 件数	3 件	3 件	両館
職 場 体 験 活 動の支援	市内小中学校、 高等学校、大学 等からの職場体 験・実習受け入 れ件数	中学生 19 人、高校生 12 人、大学生 3 人、 小中学・高校教諭 17 人	各機関からの依頼 に応じ受け入れ る。	両館
読 み 聞 か せ 支援	小学校、子育て 支援センターの 読み聞かせ講座 講師派遣回数	12 回	12 回	両館

	保育所での出張 おはなし会実施 回数	6回	6回	両館
ブックスタート 支援	ブックスタート 実施回数	年12回、2か所	年12回、2か所	両館
展示スペースの有効活 用の促進	市民の発表の場 として展示スペ ースが利用され た回数	3回	3回	上福岡
利用者アン ケート調査 の実施	アンケート調査 回答数	723件(26年度) ※23年度:532件	700件	上福岡
臨時職員を 含めた接遇、 レファレン ス研修の実 施	研修実施回数	1回	1回	両館
おはなし会 等児童向け 行事の実施	定例おはなし会 実施回数・参加 者総数	上福岡:週2回/ 3,229人 大井:週1回+月1 回/1,079人	週1~2回 上福岡:4,000人 大井:2,000人	両館
	定例こどもえい が会実施回数・ 参加者総数	上福岡:週1回/ 2,469人 大井:週1回/1,145 人	週1回 上福岡:3,000人 大井:1,500人	両館
	特別えいが会実 施回数・参加者 総数	上福岡:6回/273人 大井:6回/84人	上福岡:7回/300 人 大井:7回/100 人	両館
	特別おはなし会 実施回数・参加 者総数	上福岡:1回/106 人 大井:1回/31人	上福岡:1回/ 100人 大井:1回/30人	両館
	その他の行事参 加者総数	上福岡:113人 大井:234人	上福岡:120人 大井:240人	両館
移動図書館 の実施	巡回小学校数・ 貸出冊数	5校・12,429冊	8校・20,000冊	上福岡

策定経過

図書館職員によるプロジェクトチームを中心に内容の検討を重ねました。
また、市民の声を計画に反映させるため、図書館の利用に関するアンケートを実施しました。

平成 26 年 5 月 2 日	【第 1 回プロジェクト会議】 ・図書館利用アンケートの調査項目検討
5 月 16 日	【第 2 回プロジェクト会議】 ・図書館利用アンケートの調査項目検討
7 月 4 日	無作為抽出した市民 2,000 人に対する「図書館の利用に関するアンケート」実施
10 月 31 日	「図書館の利用に関するアンケート報告書」発行
11 月～12 月	奉仕係全職員による第一次図書館サービス計画の達成状況検証と第二次図書館サービス計画の事業の検討
平成 27 年 1 月 16 日	【第 3 回プロジェクト会議】 ・第一次図書館サービス計画の達成状況検証 ・第二次図書館サービス計画の内容検討
1 月～4 月	プロジェクトメンバーによる第二次図書館サービス計画素案の作成、検討
5 月 27 日	平成 27 年度第 1 回図書館協議会へ、第二次図書館サービス計画素案について報告
7 月 1 日	第二次図書館サービス計画案に対するパブリック・コメント実施
8 月 20 日	平成 27 年度第 2 回図書館協議会へ、パブリック・コメントの結果と第二次図書館サービス計画案について報告

計画案に対する意見の募集（パブリック・コメント）結果

■意見募集期間

平成27年7月1日～平成27年7月31日

■計画案の公表場所

市役所本庁舎情報公開コーナー、大井総合支所情報提供個人情報保護コーナー、出張所、上福岡公民館、上福岡西公民館、大井中央公民館、上福岡図書館、大井図書館、西公民館図書室、市民交流プラザ（フクトピア）、上野台地域子育て支援センター、霞ヶ丘地域子育て支援センター

■意見を出せる人

- 市内に在住・在勤・在学している人
- 市内に事務所・事業所を有する団体・法人

■意見の提出方法

パブリック・コメント意見提出用紙に記入のうえ、計画案の公表場所に設置している意見提出箱へ提出、または郵送・FAX・電子メールで上福岡図書館へ送る。

■意見の募集結果

提出者数 6名 提出件数 10件

■意見提出方法の内訳

郵便	0名	ファクシミリ	0名
電子メール	1名	直接書面による提出	5名

平成25年度人口・産業構造類似市比較

【専任職員数(人)】		【読書冊数(千)】 (※図書のみ)		【人口一人当たり 蔵書冊数】		【貸出冊数(千)】 (※図書・雑誌・視聴覚)		【人口一人当たり 貸出冊数】		【予約件数(千)】		【人口一人当たり 予約件数】		【図書購入数(千円)】		【人口一人当たり 図書購入数(円)】		【相互借受数(冊)】		【本館の延床面積 (㎡)】	
		朝霞市	600	朝霞市	7.11	朝霞市		朝霞市	10.4	朝霞市	153.6	志木市	1.51	朝霞市	30,028	朝霞市	22,628	東大和市	6,652	戸田市	4,768
朝霞市	21	ふじみ野市	566	朝霞市	5.62	朝霞市	1,355	朝霞市	9.42	朝霞市	118.9	東大和市	1.18	朝霞市	19,809	朝霞市	18,385	朝霞市	4,573	志木市	4,192
ふじみ野市	18	東大和市	478	ふじみ野市	5.19	ふじみ野市	1,027	朝霞市	9.39	ふじみ野市	114.8	朝霞市	1.17	ふじみ野市	18,319	東大和市	17,814	朝霞市	3,512	戸田市	3,611
東大和市	18	志木市	457	志木市	5.03	朝霞市	734	東大和市	8.48	志木市	108.7	ふじみ野市	1.05	朝霞市	17,802	志木市	17,802	志木市	3,512	平均	2,941
松原市	16	朝霞市	444	朝霞市	4.58	東大和市	721	志木市	8.22	東大和市	100.1	戸田市	0.93	武蔵村山市	17,802	志木市	17,802	平均	3,423	平均	2,772
平均	12	平均	436	平均	4.58	平均	708	平均	7.23	平均	88.4	平均	0.91	平均	17,534	平均	17,534	平均	3,423	平均	2,941
志木市	10	戸田市	406	志木市	4.23	朝霞市	657	戸田市	5.73	志木市	77.5	武蔵村山市	0.83	志木市	13,934	朝霞市	13,934	朝霞市	3,297	ふじみ野市	2,772
武蔵村山市	9	志木市	362	武蔵村山市	4.15	志木市	618	志木市	5.72	朝霞市	63.7	志木市	0.72	朝霞市	8,622	志木市	8,622	朝霞市	2,489	朝霞市	2,752
戸田市	8	武蔵村山市	299	朝霞市	3.58	朝霞市	605	朝霞市	5.21	武蔵村山市	59.7	朝霞市	0.62	朝霞市	8,000	朝霞市	8,000	朝霞市	1,972	朝霞市	2,690
朝霞市	7	長岡京市	254	長岡京市	3.18	志木市	592	朝霞市	4.88	長岡京市	43.6	長岡京市	0.55	朝霞市	155	朝霞市	155	朝霞市	1,558	朝霞市	2,327
長岡京市	7	戸田市	7	朝霞市	3.17	武蔵村山市	417	武蔵村山市	4.82	朝霞市	43.1	朝霞市	0.51	朝霞市	144	朝霞市	144	朝霞市	1,213	朝霞市	2,046
志木市	6	武蔵村山市	347	武蔵村山市		武蔵村山市		武蔵村山市		朝霞市		朝霞市		朝霞市	123	朝霞市	123	朝霞市		朝霞市	1,551
朝霞市	6	武蔵村山市	347	武蔵村山市		武蔵村山市		武蔵村山市		朝霞市		朝霞市		朝霞市	100	朝霞市	100	朝霞市		朝霞市	-

※「全国市町村要覧平成26年版」(2014年11月発行)より産業別就業人口および未就業率がふじみ野市に近い市を抽出。
さらに、市の面積・人口がよりふじみ野市に近い9市を比較対象として選出した。

※統計数値は「日本の図書館2014」(2015年1月発行)より抽出。

人口一人当たりの数字は、「日本の図書館2014」掲載の人口(千人)で数値を割ったもの。

※ふじみ野市の統計数値には上福岡図書館・大井図書館・西公民館図書室・移動図書館が含まれる。

人口(千人)	館数
朝霞市	131 本館1・分室6
戸田市	128 本館1・分室5
松原市	124 8館
ふじみ野市	109 2館・分室1・移動図書館
志木市	108 本館1・分室2・分室1
東大和市	85 3館・移動図書館
長岡京市	80 1館
武蔵村山市	72 6館
志木市	72 2館・分室2
朝霞市	70 本館1・分室6

平成26年度図書館利用統計

平成27年3月31日現在

人口		登録者		実利用者		貸出冊数		一人あたり								
地区		上福岡	大井	西公	合計	上福岡	大井	西公	合計	登録率	利用率	貸出冊数				
池上	125	85	1	4	90	18	1	1	20	841	53	25	919	72%	16%	46
上野台	3,808	2,632	45	18	2,695	797	17	6	820	43,117	597	1,298	45,012	71%	22%	55
上ノ原	1,565	1,11	17	1	1,486	309	3	1	313	11,930	122	186	12,238	95%	20%	39
大原	2,826	2,174	27	26	2,227	396	6	6	408	17,108	218	561	17,887	79%	14%	44
霞ヶ丘	4,570	2,365	102	523	2,990	581	37	221	839	17,778	3,786	25,383	46,947	65%	18%	56
上福岡	8,633	6,680	142	646	7,468	1,062	27	170	1,259	37,530	3,188	16,335	57,053	87%	15%	45
川崎	1,105	739	15	9	763	129	5	4	138	4,373	65	77	4,515	69%	12%	33
北野	3,154	2,320	18	45	2,383	406	4	15	425	16,135	408	1,549	18,092	76%	13%	43
落見	1,440	1,077	6	14	1,097	176	5	4	185	8,186	116	145	8,447	78%	13%	46
駒西	1,863	1,214	48	16	1,278	285	8	5	298	9,619	518	528	10,665	69%	16%	36
駒林	1,048	1,261	58	10	1,329	114	3	2	119	3,341	249	18	3,608	127%	11%	30
駒林元町	1,170	173	35	3	211	97	21	3	121	5,564	857	63	6,484	18%	10%	54
新駒林	2,108	1,242	28	15	1,285	295	14	4	313	11,912	345	40	12,297	61%	15%	39
新田	2,279	2,143	30	15	2,188	361	5	6	372	13,425	395	169	13,989	96%	16%	38
水宮	397	230	4	14	248	47	2	3	52	1,903	86	67	2,056	62%	13%	40
滝	1,007	724	1	9	734	152	1	3	156	6,526	160	38	6,724	73%	15%	43
霞地	1,191	829	14	23	866	154	5	5	164	5,453	133	124	5,710	73%	14%	35
霞ヶ丘	2,226	692	1,061	158	1,911	143	101	47	291	5,423	3,431	2,789	11,643	86%	13%	40
仲	1,021	651	5	9	665	132	0	3	135	6,342	193	4	6,539	65%	13%	48
中ノ島	226	152	1	3	156	55	0	0	55	2,321	20	5	2,346	69%	24%	43
中福岡	542	382	12	10	404	82	0	1	83	2,645	0	12	2,657	75%	15%	32
中丸	511	342	2	8	352	68	0	0	68	2,949	42	97	3,088	69%	13%	45
長宮	738	594	9	10	613	109	5	0	114	5,495	67	19	5,581	83%	15%	49
西	3,383	2,212	128	398	2,738	380	32	113	525	7,755	3,059	14,085	24,899	81%	16%	47
西原	1,158	1,040	35	17	1,092	236	6	6	248	10,282	157	63	10,502	94%	21%	42
花ノ木	80	48	3	1	52	7	1	0	8	84	0	0	84	65%	10%	11
夏久保	1,800	339	980	34	1,353	81	184	11	276	3,156	9,122	603	12,881	75%	15%	47
福岡	1,397	1,887	22	6	1,915	240	1	1	242	13,759	381	94	14,234	137%	17%	59
福岡新田	81	93	0	0	93	13	0	0	13	160	118	0	278	115%	16%	21
福岡中央	2,072	2,144	5	27	2,176	345	3	7	355	13,779	349	381	14,509	105%	17%	41
福岡武蔵野	747	569	13	96	678	93	4	28	125	2,629	1,291	2,276	6,196	91%	17%	50
富士見台	1,423	1,392	6	6	1,404	243	0	1	244	12,789	215	150	13,154	99%	17%	54
松山	776	561	5	9	575	97	1	2	100	4,490	323	12	4,825	74%	13%	48
丸山	1,424	1,041	133	24	1,198	163	36	5	204	5,291	1,918	909	8,118	84%	14%	40
南台	3,271	2,494	103	78	2,675	467	34	23	524	17,957	3,512	2,409	23,878	82%	16%	46
本新田	223	118	1	2	121	40	1	1	42	1,159	24	47	1,230	54%	19%	29
元福岡	1,692	1,539	22	18	1,579	293	0	4	297	13,140	351	346	13,837	93%	18%	47
谷田	479	302	8	3	313	50	3	2	55	1,571	2	28	1,601	65%	11%	29
上福岡図書館エリア合計	63,559	45,938	3,139	2,324	51,401	8,716	576	714	10,006	347,917	35,871	70,935	454,723	81%	16%	45
大井中央	3,346	221	2,661	21	2,903	80	464	8	552	2,158	26,031	340	28,529	87%	16%	52
大井武蔵野	2,051	328	1,555	15	1,898	92	168	2	262	1,077	10,224	188	11,489	93%	13%	44
池久保	8,634	1,227	7,554	63	8,844	343	1,076	17	1,436	8,038	57,250	883	66,171	102%	17%	46
桜ヶ丘	3,822	371	2,637	19	3,027	127	428	4	559	1,528	21,893	195	23,616	79%	15%	42
麹ヶ丘	7,025	1,141	4,512	149	5,802	281	583	52	916	9,275	29,637	3,697	42,609	83%	13%	47
西福岡	2,135	269	1,880	27	2,176	71	183	9	263	2,103	11,543	253	13,899	102%	12%	53
ふじみ野	2,893	321	1,226	15	1,562	123	320	5	448	3,677	17,791	341	21,809	54%	16%	49
緑ヶ丘	1,670	205	1,234	10	1,449	62	195	4	261	1,243	8,376	305	9,924	87%	16%	38
大井図書館エリア合計	31,566	4,083	23,259	319	27,661	1,179	3,417	101	4,697	29,099	182,745	6,202	218,046	88%	15%	46
旭	650	40	276	4	320	10	42	1	53	264	1,019	2	1,285	49%	8%	24
市沢	3,847	559	1,639	8	2,206	134	246	3	383	4,235	14,404	239	18,878	57%	10%	49
うれし野	2,137	188	852	6	1,046	54	184	1	239	3,236	11,243	56	14,535	49%	11%	61
大井	5,218	615	2,672	15	3,302	159	262	3	424	6,069	14,057	54	20,180	63%	8%	48
苗間	5,375	593	2,378	27	2,998	113	169	7	289	3,488	9,298	182	12,968	56%	5%	45
南側エリア合計	17,227	1,995	7,817	60	9,872	470	903	15	1,388	17,292	50,021	533	67,846	57%	8%	49
総合計	112,352	52,016	34,215	2,703	88,934	10,365	4,896	830	16,091	394,308	268,637	77,670	740,615	79%	14%	46

* 人口は、平成27年4月1日現在

* 上福岡には移動図書館を含む

* 登録者数は累計

登録率＝登録者数／人口

利用率＝実利用者数／人口

一人あたり貸出冊数＝貸出冊数／実利用者数

ふじみ野市にお住まいの方への図書館利用アンケート 集計結果

平成23年11月

これは、ふじみ野市立上福岡図書館、大井図書館、上福岡西公民館図書室において実施したアンケート調査の結果を集計したものです。調査方法等は、次のとおりです。

調査日時:平成23年7月30日(土)・31日(日)・8月2日(火)・3日(水)・4日(木)

調査場所:上福岡図書館、大井図書館、上福岡西公民館図書室

調査方法:選択及び記入式

調査用紙配布数:600部(上福岡図書館341部、大井図書館180部、
西公民館図書室79部)

有効数:532部(上福岡図書館281部、大井図書館174部、西公民館図書室77部)

※集計方法について

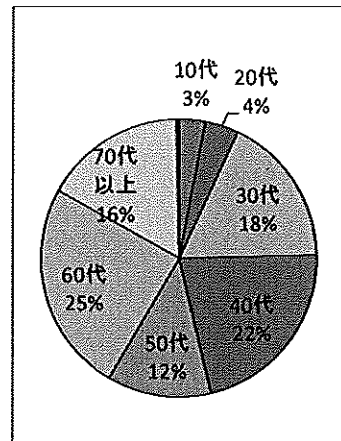
問8(指定管理者制度を導入するとした場合、充実してほしいこと)について、「3つまで○」
としていますが、それ以上選択されている場合もすべて集計しました。

- 問1 あなたご自身についてお伺いします。
(1)お住まいの地区を教えてください。

霞ヶ丘	47
上福岡	47
亀久保	44
西	30
鶴ヶ岡	27
大井中央	19
上野台	16
南台	16
元福岡	15
市沢	15
大井	14
福岡中央	14
新田	12
福岡	12
緑ヶ丘	12
東久保	11
苗間	11
桜ヶ丘	10
上ノ原	10
西鶴ヶ岡	10
北野	10
大原	9
うれし野	8
清見	8
富士見台	8
西原	7
仲	7
鶴ヶ舞	7
丸山	6
新駒林	6
川崎	6
ふじみ野	5
駒林	5
大井武蔵野	5
築地	4
中福岡	4
駒西	3
駒林元町	3
松山	3
滝	3
谷田	2
中ノ島	2
中丸	2
長宮	2
本新田	2
福岡武蔵野	1
無回答	12
総計	532

(2) 年齢を教えてください。

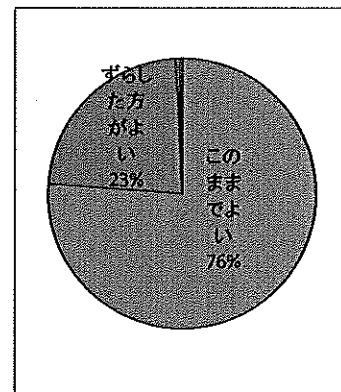
10代	16
20代	21
30代	94
40代	115
50代	65
60代	131
70代以上	88
無回答	1
無効	1
総計	532



問2 休館日について伺います。

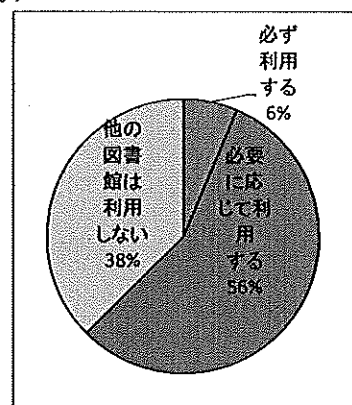
(1) 上福岡図書館・大井図書館・西公民館図書室ともに月曜日が休館であることについて、いかがですか。(ひとつだけ○をつけてください。)

このままでよい	405
休館日をずらした方がよい	123
無回答	2
無効	2
総計	532



(2) いつも利用している図書館が休館だった時、市内の他の図書館が開館していたらそちらを利用しますか？(ひとつだけ○をつけてください。)

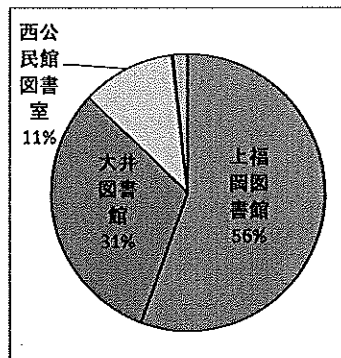
必ず利用する	34
必要に応じて利用する	299
他の図書館は利用しない	199
無回答	0
無効	0
総計	532



問3 開館時間についてお伺いします。

(1) 普段、一番よく利用している図書館はどこですか。(ひとつだけ○をつけてください。)

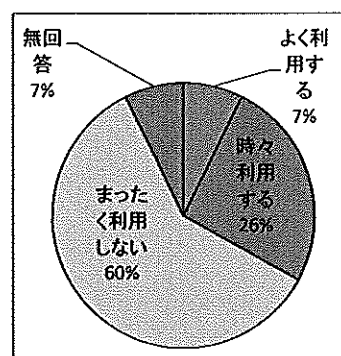
上福岡図書館	296
大井図書館	167
西公民館図書室	59
無回答	1
無効	9
総計	532



(2) 上福岡図書館についてお聞きします。

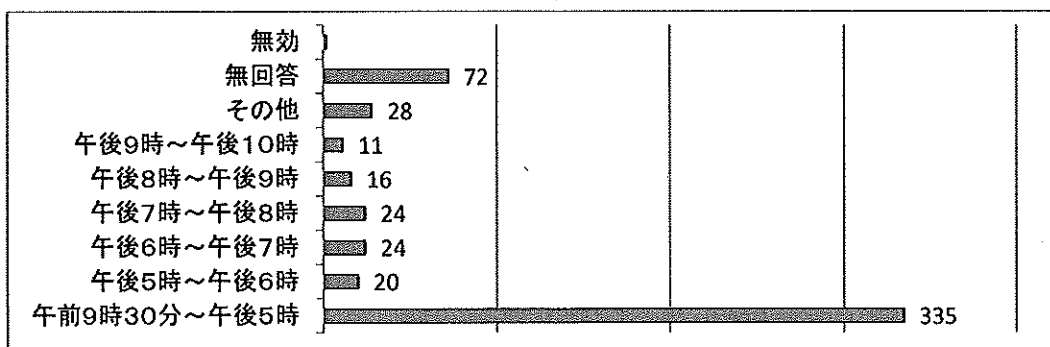
① 上福岡図書館が夜間開館している火・木曜日の午後5時から7時の時間帯について、図書館を利用していますか。(ひとつだけ○をつけてください。)

よく利用する	39
時々利用する	137
まったく利用しない	317
無回答	39
無効	0
総計	532



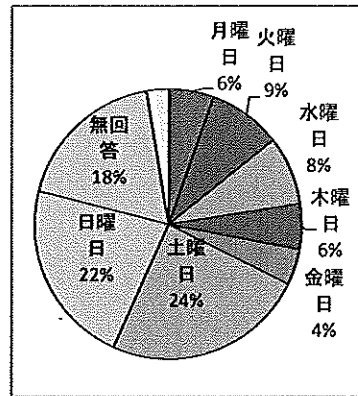
② 上福岡図書館であなたが最も利用したいと思う時間帯を教えてください。(ひとつだけ○をつけてください。)

午前9時30分～午後5時	335
午後5時～午後6時	20
午後6時～午後7時	24
午後7時～午後8時	24
午後8時～午後9時	16
午後9時～午後10時	11
その他	28
無回答	72
無効	2
総計	532



③上福岡図書館であなたが最も利用したいと思う曜日を教えてください。
(ひとつだけ○をつけてください。)

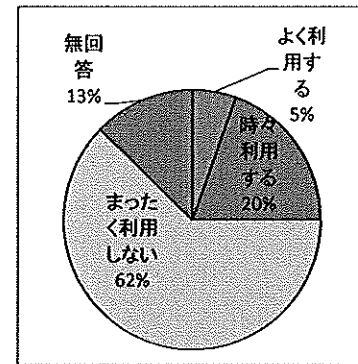
月曜日	29
火曜日	47
水曜日	44
木曜日	29
金曜日	23
土曜日	130
日曜日	118
無回答	98
無効	14
総計	532



(3)大井図書館についてお聞きします。

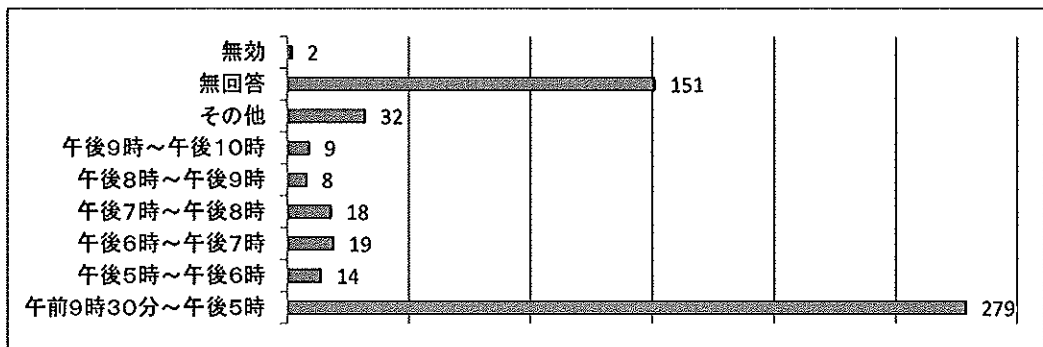
①午後5時から6時の時間帯について、大井図書館を利用していますか。
(ひとつだけ○をつけてください。)

よく利用する	29
時々利用する	104
まったく利用しない	331
無回答	68
無効	0
総計	532



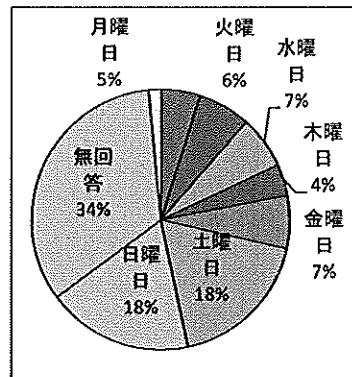
②大井図書館であなたが最も利用したいと思う時間帯を教えてください。
(ひとつだけ○をつけてください。)

午前9時30分～午後5時	279
午後5時～午後6時	14
午後6時～午後7時	19
午後7時～午後8時	18
午後8時～午後9時	8
午後9時～午後10時	9
その他	32
無回答	151
無効	2
総計	532



③大井図書館であなたが最も利用したいと思う曜日を教えてください。
(ひとつだけ○をつけてください。)

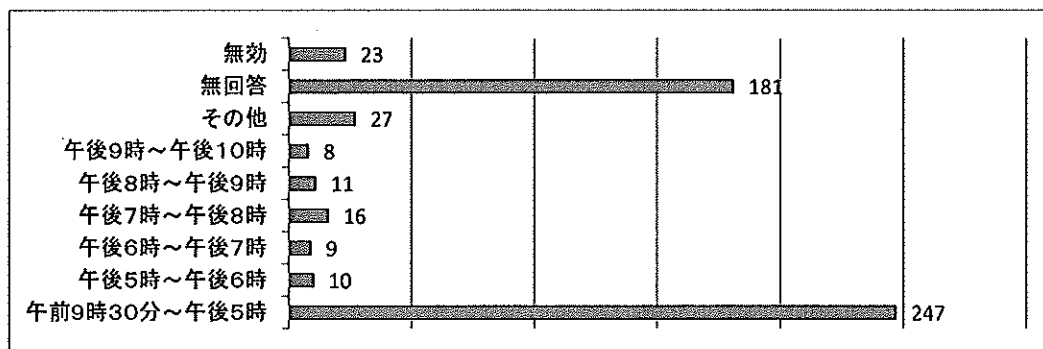
月曜日	26
火曜日	35
水曜日	35
木曜日	21
金曜日	35
土曜日	96
日曜日	97
無回答	179
無効	8
総計	532



(4)西公民館図書室についてお聞きます。

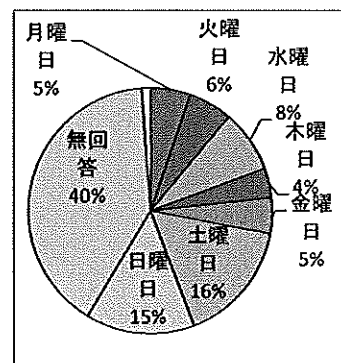
①西公民館図書室であなたが最も利用したいと思う時間帯を教えてください。
(ひとつだけ○をつけてください。)

午前9時30分～午後5時	247
午後5時～午後6時	10
午後6時～午後7時	9
午後7時～午後8時	16
午後8時～午後9時	11
午後9時～午後10時	8
その他	27
無回答	181
無効	23
総計	532



②西公民館図書室であなたが最も利用したいと思う曜日を教えてください。
(ひとつだけ○をつけてください。)

月曜日	28
火曜日	31
水曜日	44
木曜日	21
金曜日	25
土曜日	86
日曜日	77
無回答	214
無効	6
総計	532



- 問4 図書館の利用について伺います。
 次のようなことについて、重要度、満足度はいかがですか。それぞれの項目について、
 当てはまる数字に○をつけてください。(利用したことがある項目についてお答えください。)

読みたい本や調べたい資料の有無
 〈重要度〉

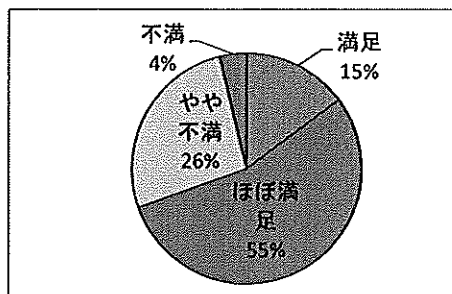
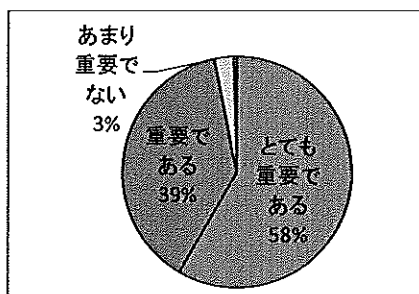
4:とても重要である	279
3:重要である	184
2:あまり重要でない	13
1:重要でない	2
総計	478

◇点数: 1696 ◇平均: 3.5

〈満足度〉

4:満足	67
3:ほぼ満足	248
2:やや不満	121
1:不満	17
総計	453

◇点数: 1271 ◇平均: 2.8



目的の本や資料の探しやすさ
 〈重要度〉

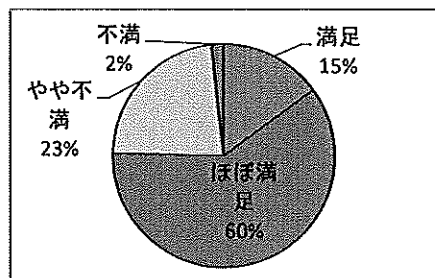
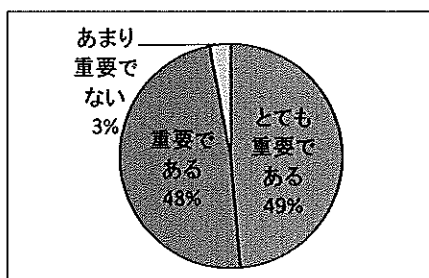
4:とても重要である	227
3:重要である	226
2:あまり重要でない	14
1:重要でない	0
総計	467

◇点数: 1614 ◇平均: 3.5

〈満足度〉

4:満足	69
3:ほぼ満足	279
2:やや不満	106
1:不満	8
総計	462

◇点数: 1333 ◇平均: 2.9



館内の検索機の使いやすさ

〈重要度〉

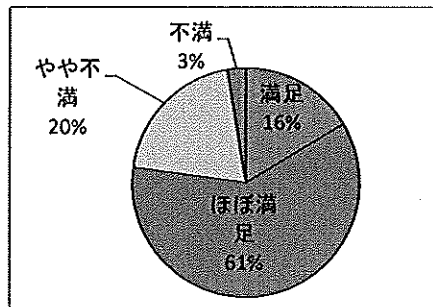
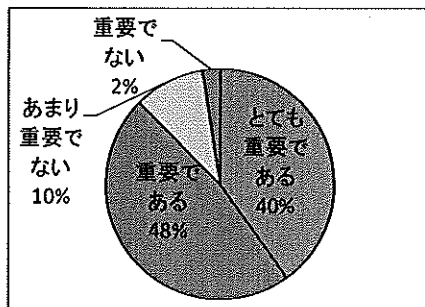
4:とても重要である	177
3:重要である	210
2:あまり重要でない	44
1:重要でない	11
総計	442

◇点数: 1437 ◇平均: 3.3

〈満足度〉

4:満足	68
3:ほぼ満足	252
2:やや不満	84
1:不満	11
総計	415

◇点数: 1207 ◇平均: 2.9



予約や本の取り寄せの容易さ

〈重要度〉

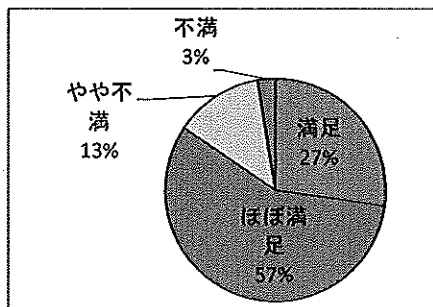
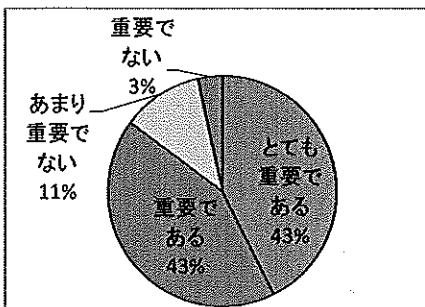
4:とても重要である	187
3:重要である	187
2:あまり重要でない	50
1:重要でない	15
総計	439

◇点数: 1424 ◇平均: 3.2

〈満足度〉

4:満足	114
3:ほぼ満足	239
2:やや不満	54
1:不満	11
総計	418

◇点数: 1292 ◇平均: 3.1



リクエストサービスの使いやすさ

〈重要度〉

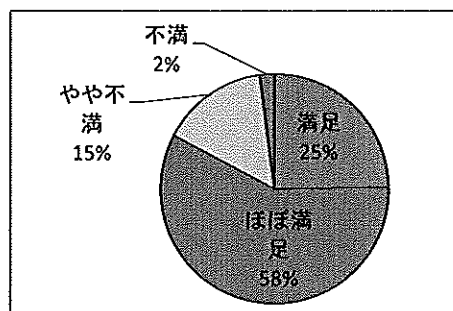
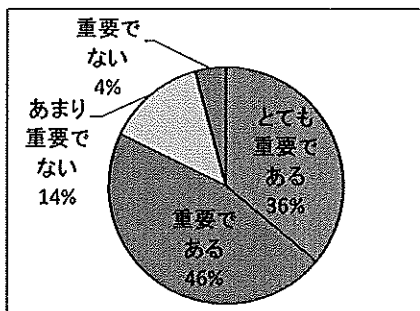
4:とても重要である	154
3:重要である	197
2:あまり重要でない	58
1:重要でない	18
総計	427

◇点数: 1341 ◇平均: 3.1

〈満足度〉

4:満足	96
3:ほぼ満足	225
2:やや不満	59
1:不満	8
総計	388

◇点数: 1185 ◇平均: 3.1



本や調べものの相談の対応

〈重要度〉

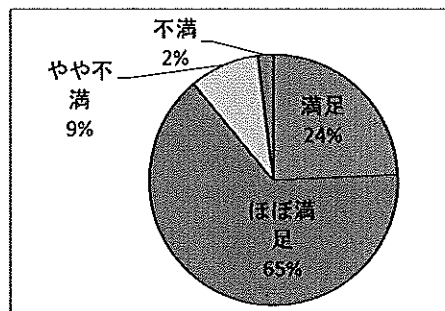
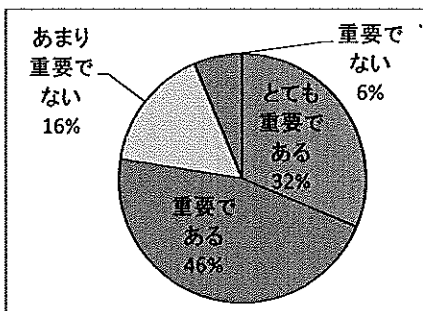
4:とても重要である	135
3:重要である	199
2:あまり重要でない	70
1:重要でない	27
総計	431

◇点数: 1304 ◇平均: 3

〈満足度〉

4:満足	97
3:ほぼ満足	258
2:やや不満	36
1:不満	8
総計	399

◇点数: 1242 ◇平均: 3.1



図書館主催事業

〈重要度〉

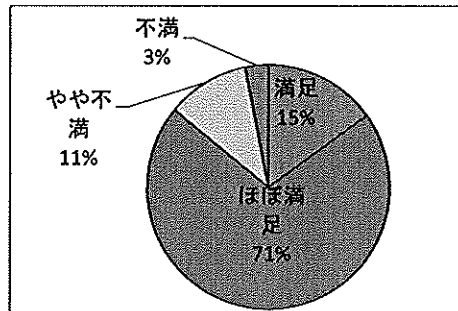
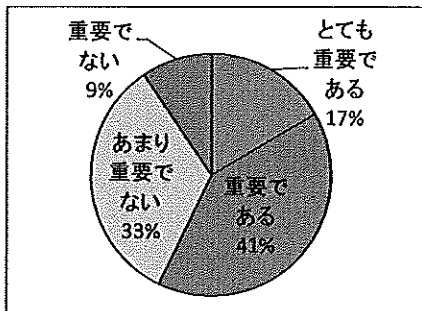
4:とても重要である	68
3:重要である	167
2:あまり重要でない	137
1:重要でない	39
総計	411

◇点数: 1086 ◇平均: 2.6

〈満足度〉

4:満足	53
3:ほぼ満足	251
2:やや不満	39
1:不満	11
総計	354

◇点数: 1054 ◇平均: 3



図書館ホームページの見やすさ・使いやすさ

〈重要度〉

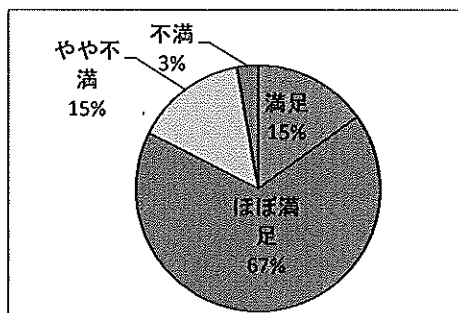
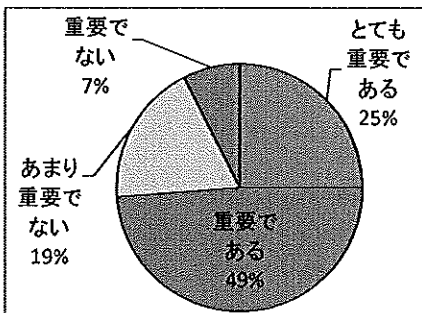
4:とても重要である	100
3:重要である	196
2:あまり重要でない	75
1:重要でない	30
総計	401

◇点数: 1168 ◇平均: 2.9

〈満足度〉

4:満足	54
3:ほぼ満足	242
2:やや不満	53
1:不満	10
総計	359

◇点数: 1058 ◇平均: 2.9



館内のインターネット端末の台数

〈重要度〉

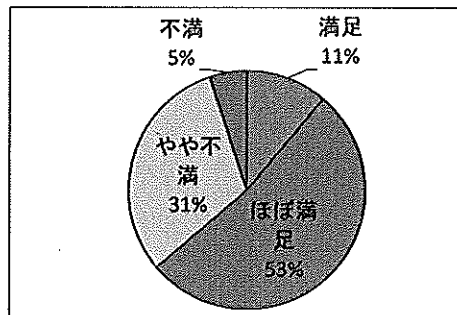
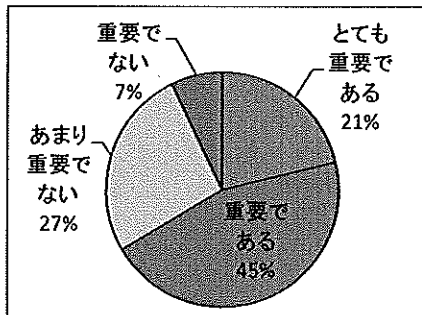
4:とても重要である	86
3:重要である	184
2:あまり重要でない	107
1:重要でない	29
総計	406

◇点数: 1139 ◇平均: 2.8

〈満足度〉

4:満足	41
3:ほぼ満足	195
2:やや不満	115
1:不満	19
総計	370

◇点数: 998 ◇平均: 2.7



職員の接客態度や対応

〈重要度〉

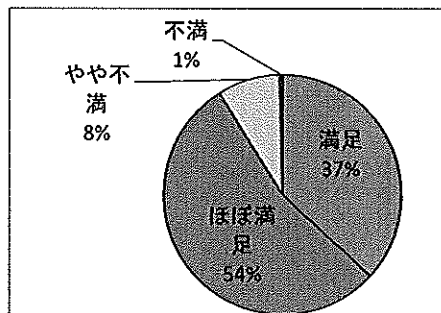
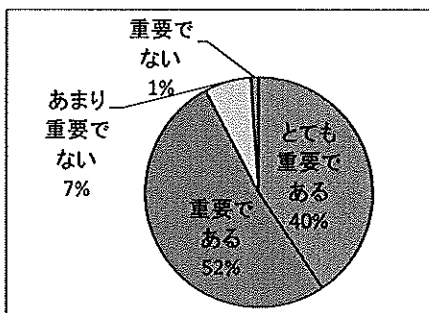
4:とても重要である	185
3:重要である	236
2:あまり重要でない	30
1:重要でない	5
総計	456

◇点数: 1513 ◇平均: 3.3

〈満足度〉

4:満足	166
3:ほぼ満足	245
2:やや不満	38
1:不満	2
総計	451

◇点数: 1477 ◇平均: 3.3



施設や設備に関する案内表示のわかりやすさ

〈重要度〉

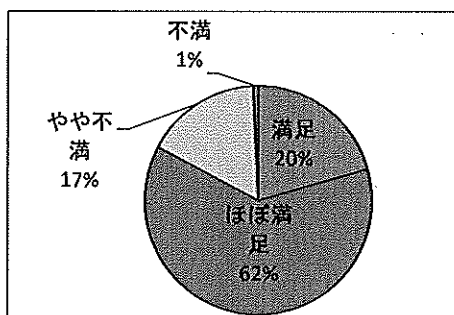
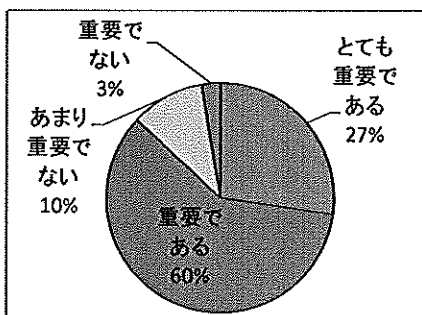
4:とても重要である	121
3:重要である	264
2:あまり重要でない	46
1:重要でない	12
総計	443

◇点数: 1380 ◇平均: 3.1

〈満足度〉

4:満足	88
3:ほぼ満足	266
2:やや不満	71
1:不満	3
総計	428

◇点数: 1295 ◇平均: 3



照明の明るさ

〈重要度〉

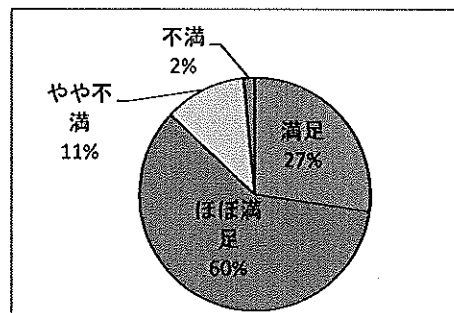
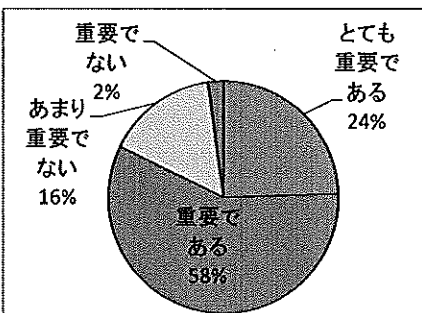
4:とても重要である	113
3:重要である	266
2:あまり重要でない	72
1:重要でない	10
総計	461

◇点数: 1404 ◇平均: 3

〈満足度〉

4:満足	124
3:ほぼ満足	270
2:やや不満	52
1:不満	7
総計	453

◇点数: 1417 ◇平均: 3.1



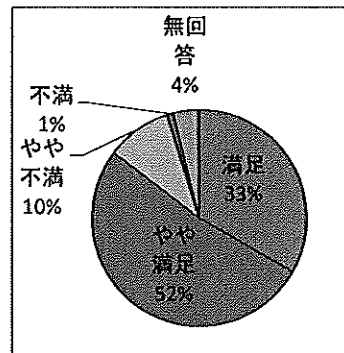
※各サービスの重要度・満足度の平均値

「とても重要である」「満足」＝4点、「重要である」「ほぼ満足」＝3点、「あまり重要でない」「やや不満」＝2点、「重要でない」「不満」＝1点とし、(獲得点数÷満点数)×100で重要度・満足度の平均値を算出。満点数は4点×回答者数(総計)とした。

サービス内容	重要度	満足度
読みたい本や調べたい資料の有無	89%	70%
目的の本や資料の探しやすさ	86%	72%
館内の検索機の使いやすさ	81%	73%
予約や本の取り寄せの容易さ	81%	77%
リクエストサービスの使いやすさ	79%	76%
本や調べものの相談の対応	76%	78%
図書館主催事業	66%	74%
図書館ホームページの見やすさ・使いやすさ	73%	74%
館内のインターネット端末の台数	70%	67%
職員の接客態度や対応	83%	82%
施設や設備に関する案内表示のわかりやすさ	78%	76%
照明の明るさ	76%	78%

問5 総合的に見て、市立図書館にどの程度満足していますか？（ひとつだけ○をつけてください）

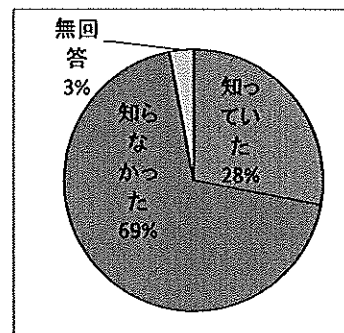
満足	177
やや満足	277
やや不満	52
不満	5
無回答	20
無効	1
総計	532



問6 ふじみ野市では、図書館への指定管理者制度導入を視野に入れ検討しています。この指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため民間事業者の能力を活用する目的で導入される事例があります。この制度導入について市民の皆さまから意見を拝聴し、今後の図書館サービスに生かしたいと考えております。そこでお尋ねします。

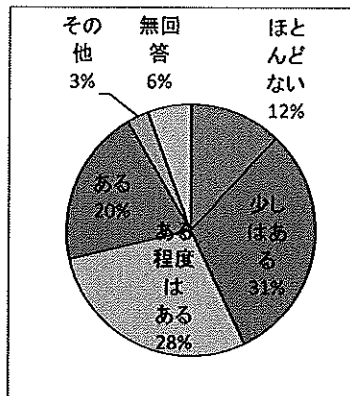
平成15年に地方自治法が改正され、公共施設の管理・運営に民間の能力や知恵を取り入れる指定管理者制度を導入することができるようになりましたが、そのことをご存じでしたか。

知っていた	149
知らなかった	367
無回答	16
無効	0
総計	532



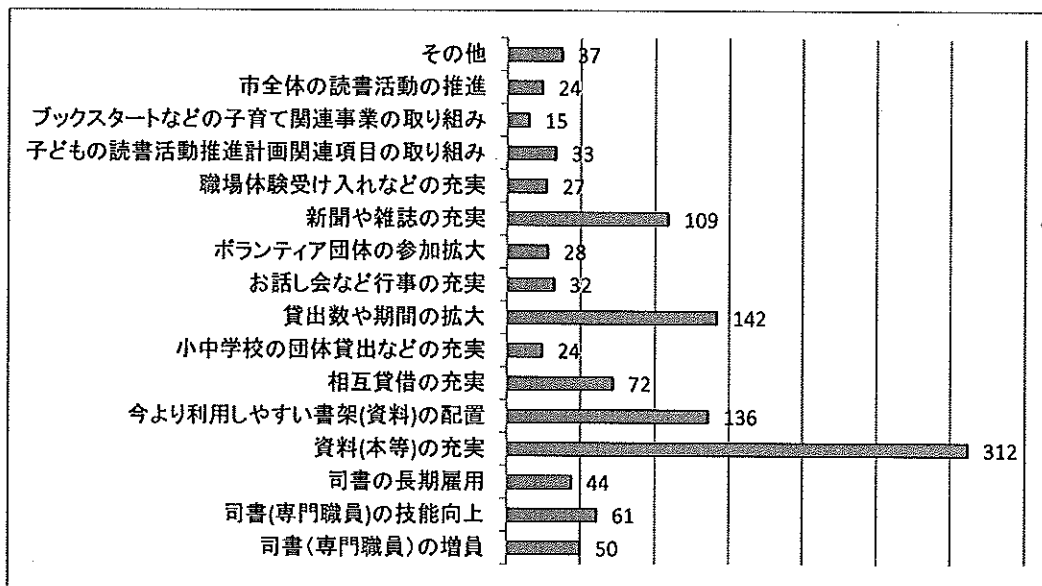
問7 もし仮に指定管理者(民間事業者)が図書館を運営することになった場合、これまでお答えいただいた図書館サービスに影響があると思われますか。

ほとんどない	63
少しはある	165
ある程度はある	151
ある	108
その他	15
無回答	30
無効	0
総計	532



問8 指定管理者制度を導入するとした場合、充実してほしいことは何ですか。
(3つまで○をつけてください。)

司書(専門職員)の増員	50
司書(専門職員)の技能向上	61
司書の長期雇用	44
資料(本等)の充実	312
今より利用しやすい書架(資料)の配置	136
相互貸借の充実	72
小中学校の団体貸出などの充実	24
貸出数や期間の拡大	142
お話し会など行事の充実	32
ボランティア団体の参加拡大	28
新聞や雑誌の充実	109
職場体験受け入れなどの充実	27
子どもの読書活動推進計画関連項目の取り組み	33
ブックスタートなどの子育て関連事業の取り組み	15
市全体の読書活動の推進	24
その他	37

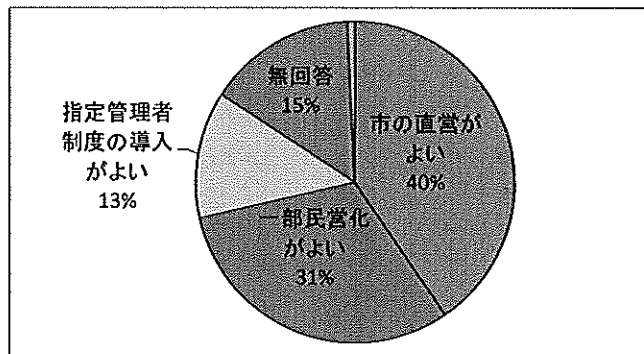


※問8(指定管理者制度を導入するとした場合、充実してほしいこと)の「その他」の回答内容

夜間開館など開館時間の拡大	同様意見7件
休日の時間延長	
開館日の拡大	
開館日の調整(祝日)	
閉館日を市内の図書館ごとで少しずらしてほしい	
前のように3週間の貸出にしてほしい	同様意見2件
リクエストの人数が多数の場合、1週間の期間でも良いのでは	
リクエストの充実	同様意見2件
図書館設備の更新・充実	
ホームページの使いやすさの充実	
パソコンを利用できるデスクを増やすこと	
新刊の充実	
本以外の資料の充実	
CD,DVDの充実	
人権のビデオを小学校で見るので新しいものを入れてほしい	
駅前に図書館を設置	
郵便局での返却、駅にブックポストを設置など	
マナー違反者への注意(盗難への対処、書籍への書き込み防止、走りまわる子どもや大声で会話する人への注意)	
とにかくきちんと仕事してくれればよい。本の整理などこまめに	
図書館運営費の削減	
サービス向上は当たり前。その上で経費の削減も目指すべき	
指定管理者でなくても望めることばかりである	
指定管理者制度は反対	
なぜ図書館に指定管理制度を導入する必要があるのか分かりません。今まで同様、市が責任を持って運営し、利用者ニーズにこたえていくべきだと考えます。	
導入しなくてよい	
制度自体を支持していない	
制度についてよくわからない	同様意見2件

問9 図書館への指定管理者制度導入や窓口の貸し出し業務の一部民営化などについて、どのように思われますか。

市の直営がよい	215
窓口業務委託などの一部民営化がよい	165
指定管理者制度の導入がよい	68
無回答	80
無効	4
総計	532



問10 図書館について、ご意見・ご要望などございましたら、ご自由にお書きください。

ふじみ野市

図書館の利用に関するアンケート

集計結果

平成26年10月

1. 調査実施の目的

本調査は、第2次ふじみ野市図書館サービス計画を策定するにあたり、市民の図書館の利用状況や要望等を把握し、計画に反映させるために実施した。

2. 調査の種類

調査名	調査対象
図書館の利用に関するアンケート	市内に住所のある18歳以上の市民2,000名

3. 調査方法と回収状況

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：平成26年7月4日（金）～7月22日（火）

<回収状況>

調査名	発送数	回収数	回収率
図書館の利用に関するアンケート	2,000件	723件	36.2%

4. 調査項目

調査名	調査項目
図書館の利用に関するアンケート	・あなたご自身について ・最も多く利用する図書館 ・図書館を利用しない理由 ・利用しない理由が解消された時の図書館の利用意向 ・図書館の利用頻度 ・図書館の資料の利用頻度・満足度 ・図書館の調べものの利用頻度・満足度 ・図書館事業の利用頻度・満足度 ・総合的に見た図書館の満足度 ・資料の貸出点数 ・図書館ホームページに望む機能や情報 ・図書館で利用したい資料 ・図書館の開館時間 ・重点的に充実してほしいサービス ・参加したい図書館の講座 ・読書環境 ・自由記入

5. 地域区分

本調査では図書館からの距離に応じて以下のように地域を区分した。

地域区分	町名
北側地域 (上福岡図書館エリア)	花ノ木、霞ヶ丘、丸山、駒西、駒林、駒林元町、元福岡、松山、上ノ原、上福岡、上野台、新駒林、新田、水宮、清見、西、西原、川崎、大原、滝、谷田、池上、築地、中ノ島、中丸、中福岡、仲、長宮、鶴ヶ舞、東久保、南台、富士見台、福岡、福岡新田、福岡中央、福岡武蔵野、北野、本新田
西側地域 (大井図書館エリア)	ふじみ野、亀久保、桜ヶ丘、西鶴ヶ岡、大井中央、大井武蔵野、鶴ヶ岡、緑ヶ丘
南側地域 (図書館から半径1 kmに入らない南側エリア)	うれし野、旭、市沢、大井、苗間

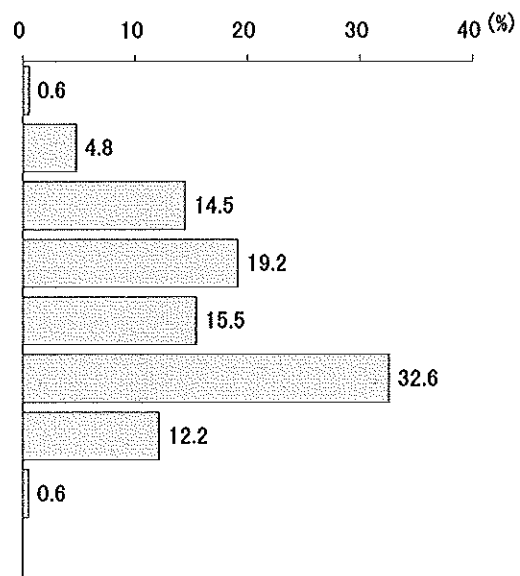
6. 調査結果を見る上での注意事項

- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数（人）である。
- ・百分率（％）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示した。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、％を足し合わせて100％にならない場合がある。
- ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、％の合計が100％を超える場合がある。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。
- ・回答者数が30未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめ、本文中では触れていない場合がある。
- ・「最も多く利用する図書館」を「利用館」と見なして分析しているが、複数の図書館を利用している人が、各設問の回答に当たり「最も多く利用する図書館」を想定しているとは限らない。したがって、回答の内容が「利用館」と一致しない場合がある。

1. 基本属性

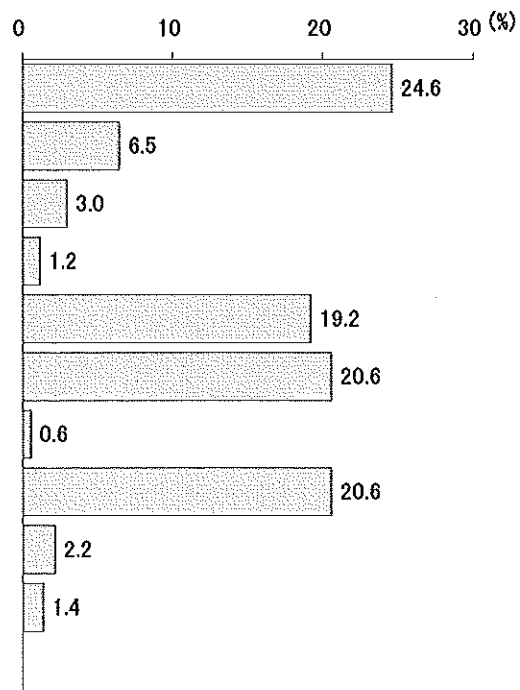
(1) 年齢

	基数	構成比
10代	4	0.6%
20代	35	4.8%
30代	105	14.5%
40代	139	19.2%
50代	112	15.5%
60歳～74歳	236	32.6%
75歳以上	88	12.2%
無回答	4	0.6%
全 体	723	100.0%



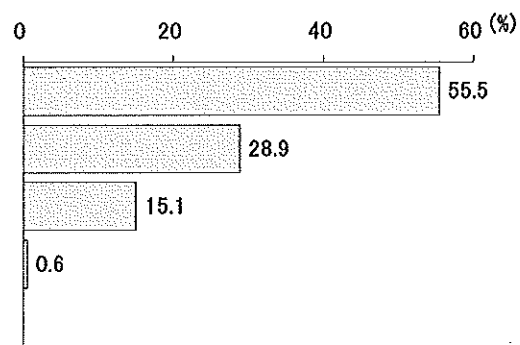
(2) 職業

	基数	構成比
会社員	178	24.6%
自営業	47	6.5%
公務員	22	3.0%
団体職員	9	1.2%
パート・アルバイト	139	19.2%
専業主婦・主夫	149	20.6%
学生	4	0.6%
無職	149	20.6%
その他	16	2.2%
無回答	10	1.4%
全 体	723	100.0%



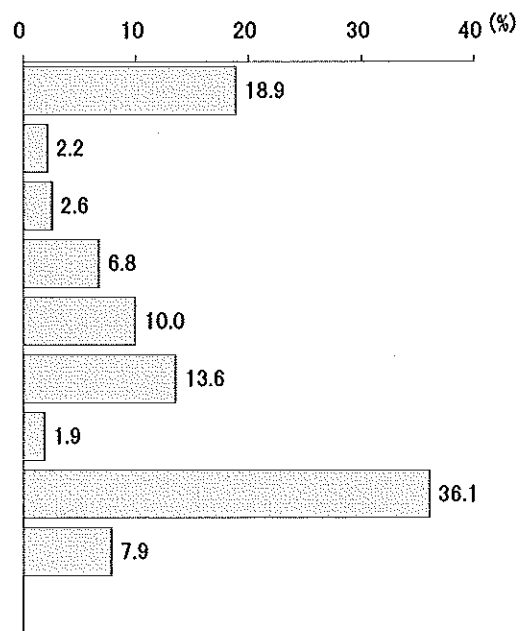
(3) 居住地区

	基数	構成比
北側地域	401	55.5%
西側地域	209	28.9%
南側地域	109	15.1%
無回答	4	0.6%
全 体	723	100.0%



(4) 通勤・通学先

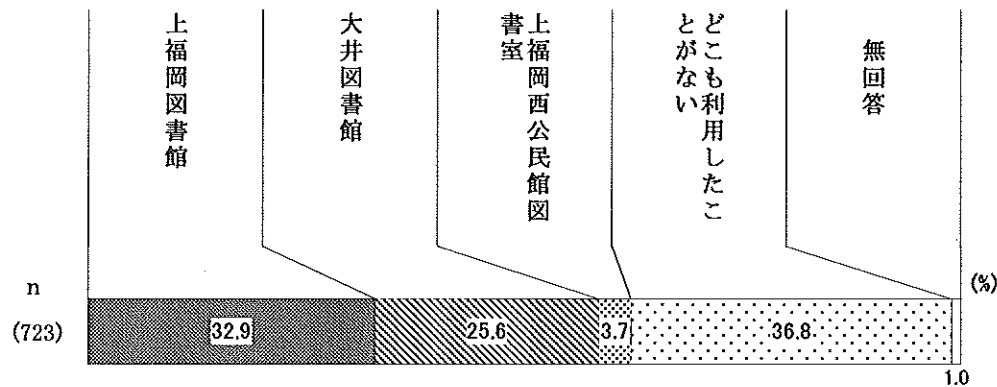
	基数	構成比
ふじみ野市内	137	18.9%
富士見市	16	2.2%
三芳町	19	2.6%
川越市	49	6.8%
上記以外の埼玉県内	72	10.0%
東京都内	98	13.6%
その他	14	1.9%
通勤・通学していない	261	36.1%
無回答	57	7.9%
全 体	723	100.0%



2. 図書館の利用状況

(1) 最も多く利用する図書館

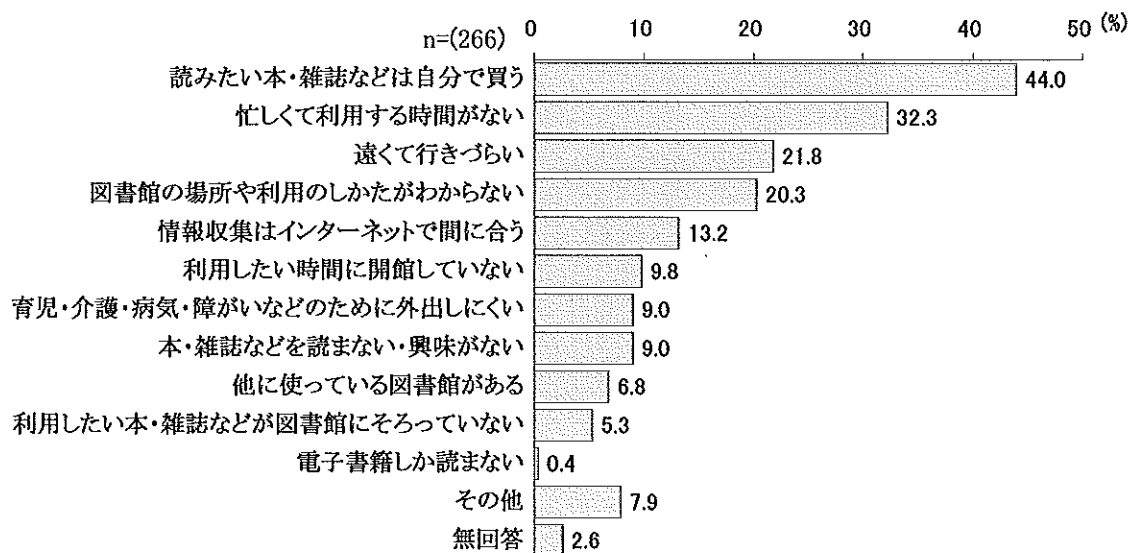
問2 上福岡図書館・大井図書館・上福岡西公民館図書室の中で、最も多く利用しているのはどこですか。(〇は1つ)



(2) 図書館を利用しない理由

<問2で「どこも利用したことがない」と回答された方にお伺いします。>

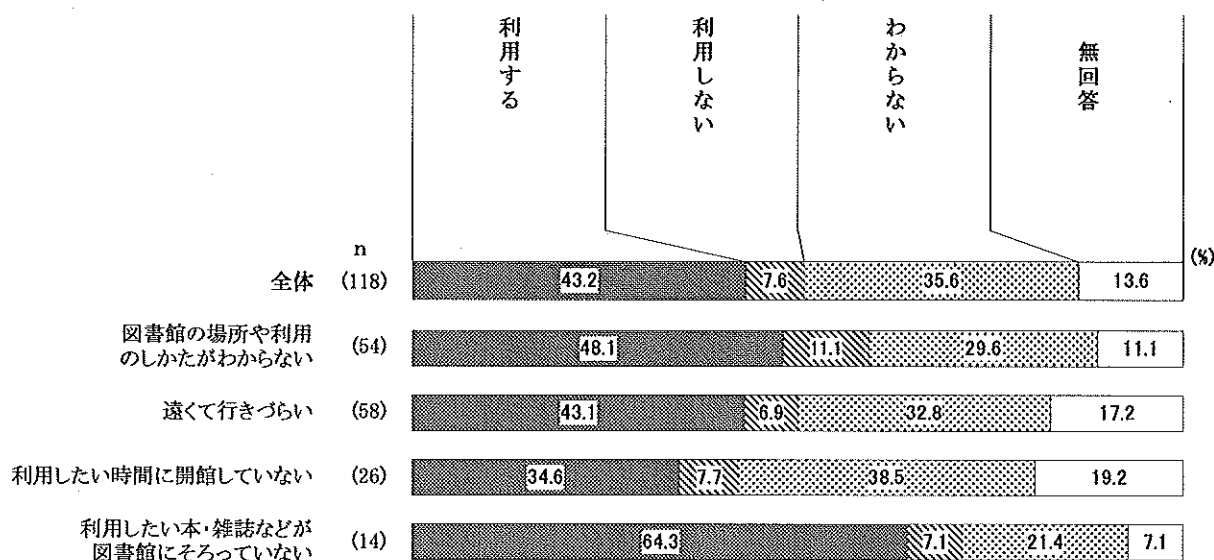
問3 図書館を利用しない理由は何ですか。(〇は3つまで)



(3) 利用しない理由が解消された時の図書館の利用意向

＜問3で「図書館の場所や利用のしかたがわからない」、「遠くて行きづらい」、「利用したい時間に開館していない」、「利用したい本・雑誌などが図書館にそろっていない」のいずれかに○を付けた方にお伺いします。＞

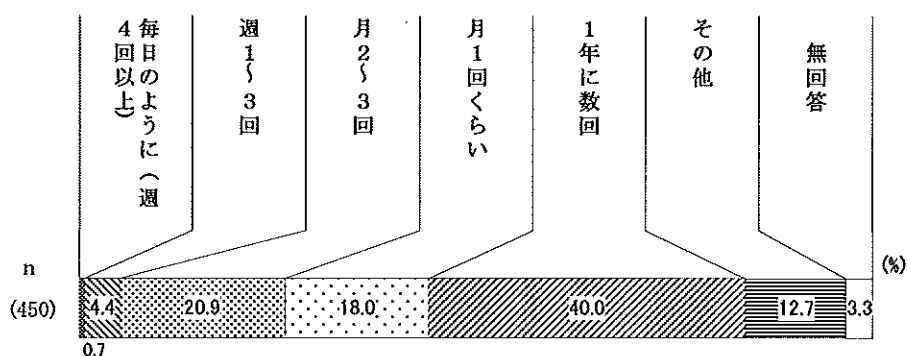
問3-1 図書館を利用しない理由が解消されたら、図書館を利用しますか。(○は1つ)



(4) 図書館の利用頻度

＜問4～問10は、問2で「上福岡図書館」、「大井図書館」、「上福岡西公民館図書室」のいずれかに○を付けた方にお伺いします。＞

問4 どのくらい図書館をご利用されますか。(○は1つ)

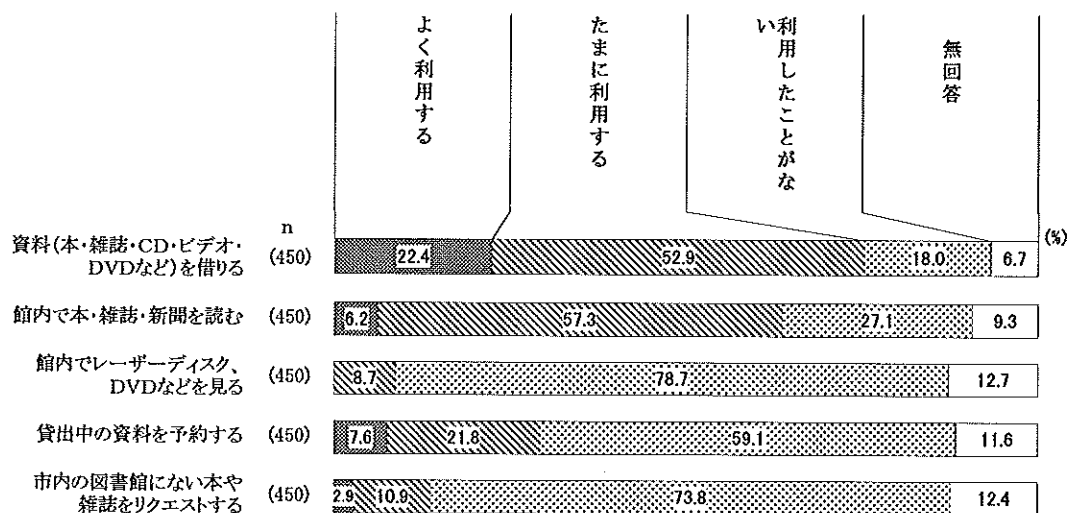


3. 図書館の満足度

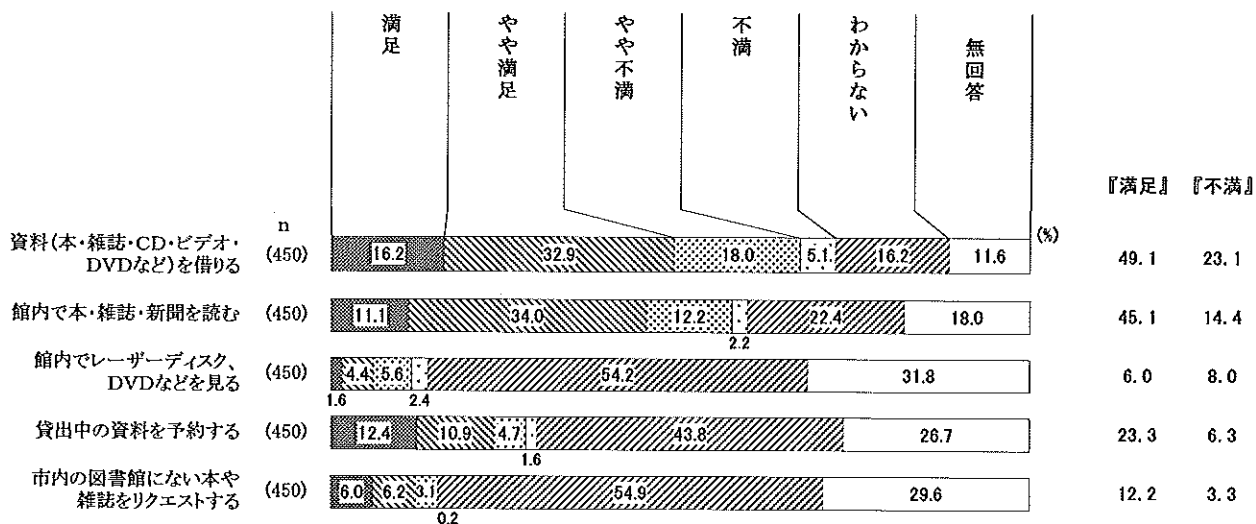
(1) 図書館の資料の利用頻度・満足度

問5 図書館の資料についてお伺いします。次のことについて、利用頻度と満足度はいかがですか。(それぞれ○は1つずつ)

【利用頻度】



【満足度】



図書館の資料の利用頻度については、「資料(本・雑誌・CD・ビデオ・DVDなど)を借りる」および「館内で本・雑誌・新聞を読む」において、「たまに利用する」が5割を超えて高くなっている。それ以外の項目では「利用したことがない」が5割を超えている。

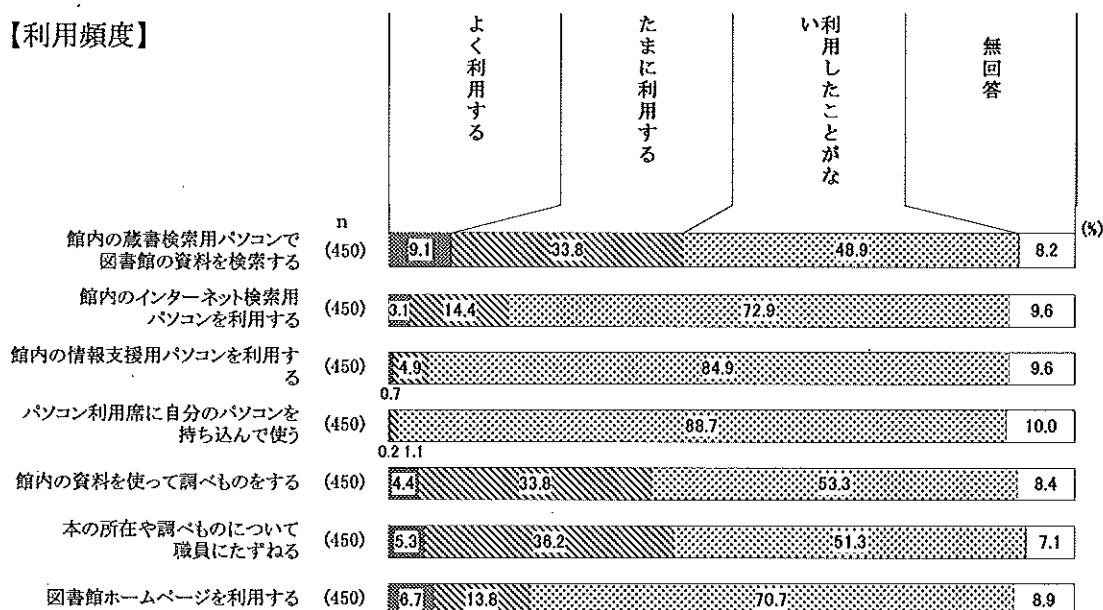
図書館の資料の満足度については、「資料(本・雑誌・CD・ビデオ・DVDなど)を借りる」において「やや満足」が32.9%で最も高く、「満足」(16.2%)と合わせた『満足』は49.1%となっている。

また、「館内で本・雑誌・新聞を読む」において、「やや満足」が34.0%で最も高く、「満足」(11.1%)と合わせた『満足』は45.1%となっている。それ以外の項目では「わからない」が4割を超えている。

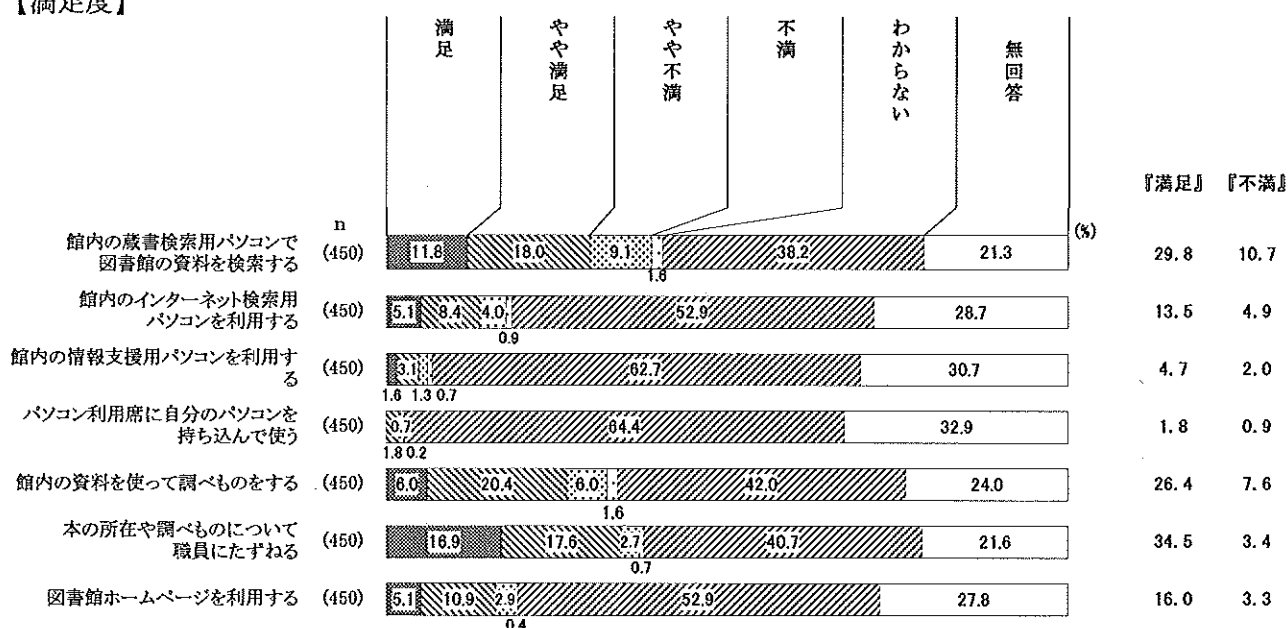
(2) 図書館での調べものの利用頻度・満足度

問6 図書館での情報検索や調べものについてお伺いします。次のことについて、利用頻度と満足度はいかがですか。(それぞれ〇は1つずつ)

【利用頻度】



【満足度】



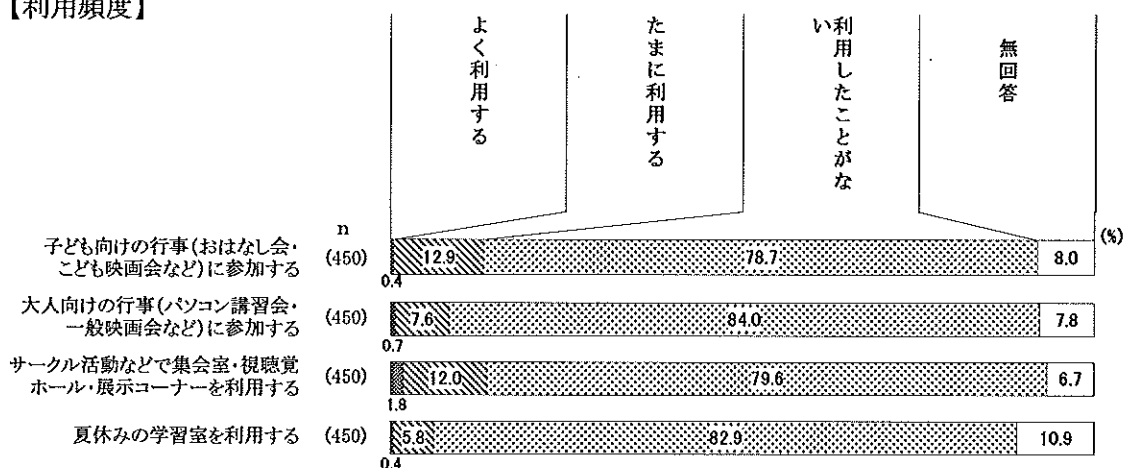
図書館での調べものの利用頻度については、各項目とも「利用したことがない」が最も高く、特に「パソコン利用席に自分のパソコンを持ち込んで使う」において88.7%となっている。一方、「館内の蔵書検索用パソコンで図書館の資料を検索する」、「館内の資料を使って調べものをする」、「本の所在や調べものについて職員にたずねる」では、「たまに利用する」は3割を超えている。

図書館での調べものの満足度については、各項目とも「わからない」が最も高く、「館内の情報支援用パソコンを利用する」および「パソコン利用席に自分のパソコンを持ち込んで使う」において6割を超えている。一方、「本の所在や調べものについて職員にたずねる」において『満足』（「満足」と「やや満足」の合計）は34.5%と他の項目に比べて高くなっている。

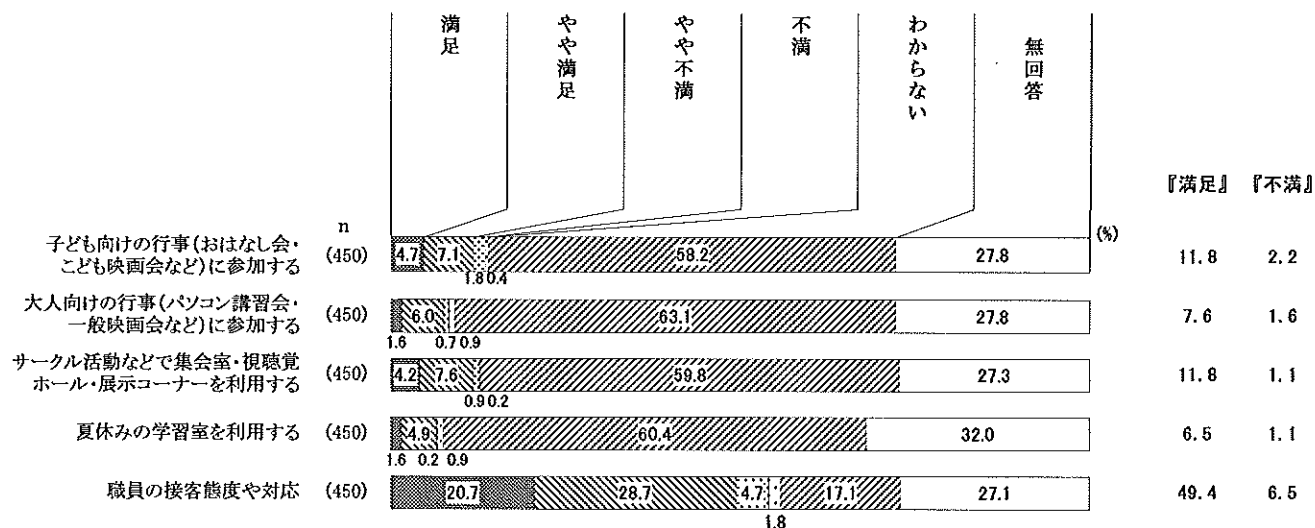
(3) 図書館事業の利用頻度・満足度

問7 図書館の利用についてお伺いします。次のことについて、利用頻度と満足度はいかがですか。(それぞれ〇は1つずつ)

【利用頻度】



【満足度】

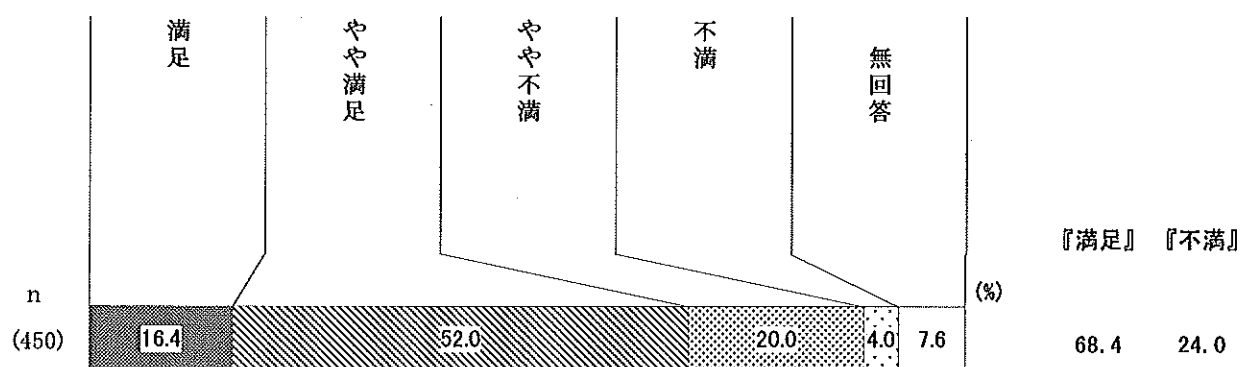


図書館事業の利用頻度については、各項目とも「利用したことがない」が7割を超えて最も高くなっている。

図書館事業の満足度については、「職員の接客態度や対応」において「やや満足」が28.7%で最も高く、「満足」(20.7%)と合わせた『満足』は49.4%となっている。一方、「職員の接客態度や対応」を除く各項目で「わからない」が5割を超えて最も高くなっている。

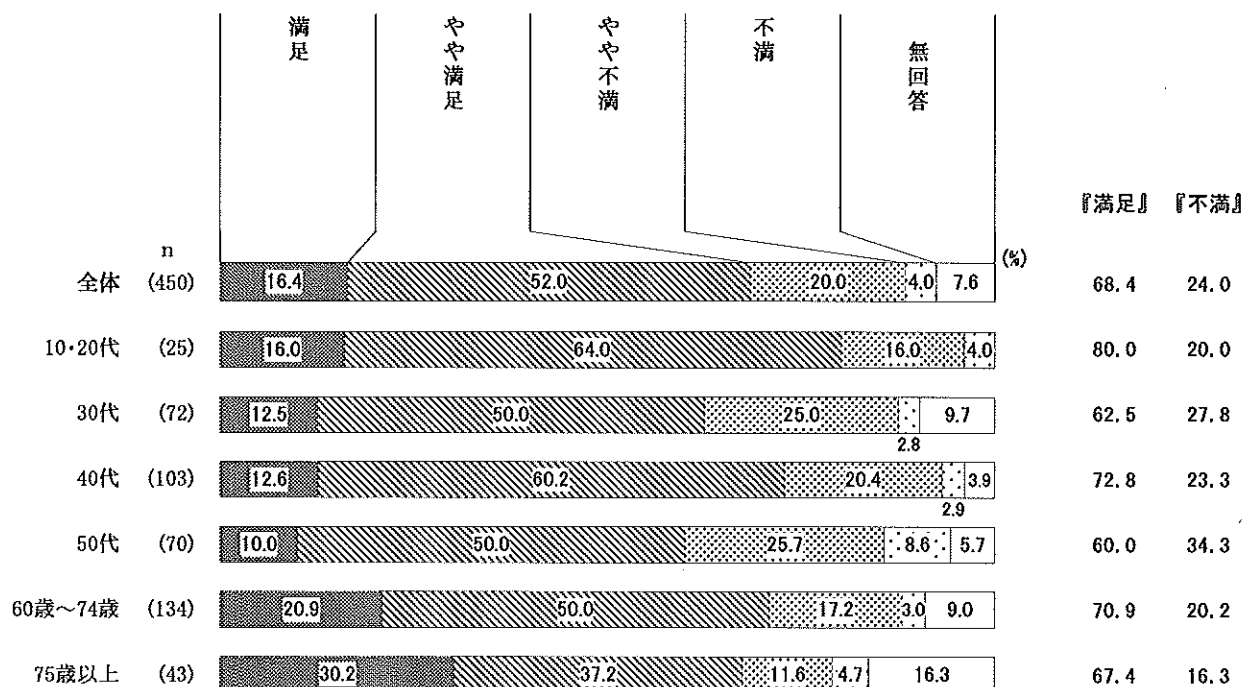
(4) 総合的に見た図書館の満足度

問8 総合的に見て、図書館にどの程度満足していますか。(○は1つ)



総合的に見た図書館の満足度については、「やや満足」が52.0%で最も高く、「満足」(16.4%)と合わせた『満足』は68.4%となっている。一方、『不満』(「やや不満」と「不満」の合計)は24.0%となっている。

【年齢別】

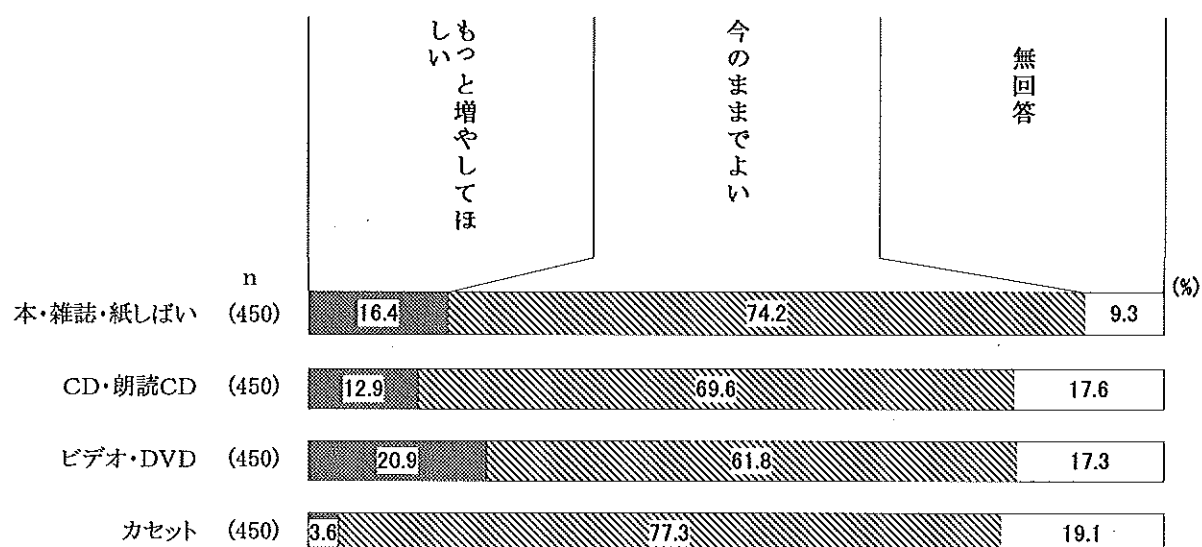


年齢別にみると、「満足」は75歳以上(30.2%)で最も高く、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は10・20代(80.0%)で最も高くなっている。一方、『不満』(「やや不満」と「不満」の合計)は50代(34.3%)で最も高くなっている。

4. 図書館への要望

(1) 資料の貸出点数

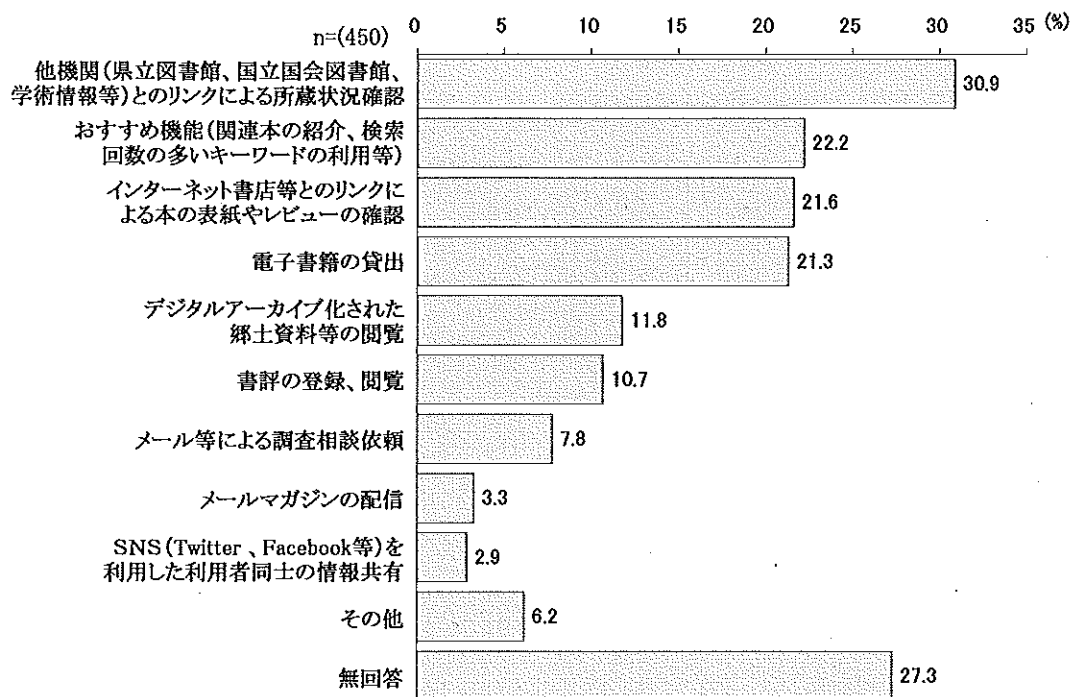
問9 図書館資料の貸出点数はいかがですか。次の(1)から(4)の資料について、それぞれあてはまるものに○を付けてください。(それぞれ○は1つずつ)



資料の貸出点数については、「もっと増やしてほしい」はビデオ・DVDで20.9%と最も高くなっている。一方、「今のままでよい」は各項目とも6割を超えており、特に「カセット」で77.3%となっている。

(2) 図書館ホームページに望む機能や情報

問10 図書館ホームページについてお伺いします。今後図書館ホームページにどのような機能や情報を望みますか。(〇は3つまで)

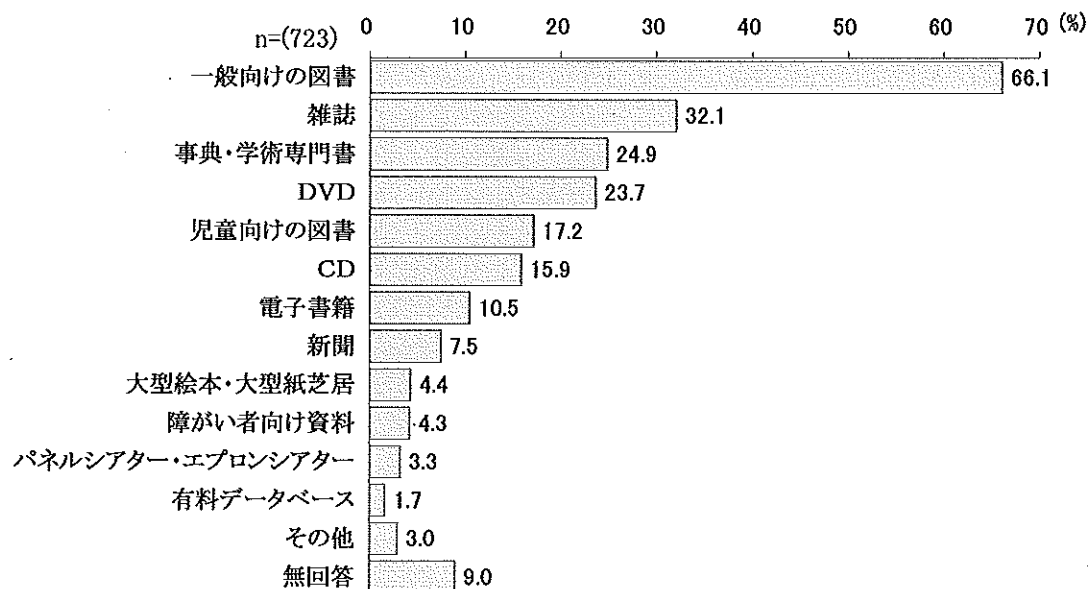


図書館のホームページに望む機能や情報については、「他機関(県立図書館、国立国会図書館、学術情報等)とのリンクによる所蔵状況確認」が30.9%で最も高く、次いで「おすすめ機能(関連本の紹介、検索回数の多いキーワードの利用等)」が22.2%、「インターネット書店等とのリンクによる本の表紙やレビューの確認」(21.6%)、「電子書籍の貸出」(21.3%)、「デジタルアーカイブ化された郷土資料等の閲覧」(11.8%)の順となっている。

また、「その他」の主な回答としては、「スマートフォン表示の最適化等、ユーザビリティの向上」、「予約時に一度利用者番号、パスワードを入力したらログイン状態を保持するようにしてほしい」、「利用したことがないのでわからない」などの記載があった。

(3) 図書館で利用したい資料

問11 図書館で資料を利用する場合、どんな分野の資料を利用したいと思いますか。(〇は3つまで)



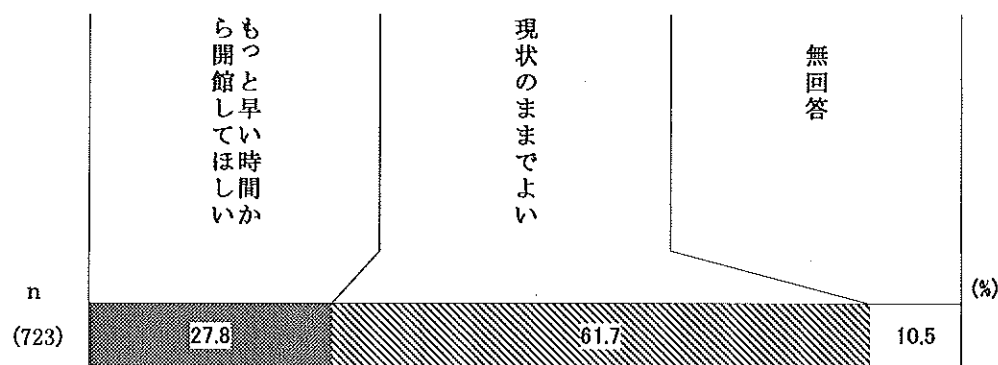
図書館で利用したい資料については、「一般向けの図書」が66.1%で最も高く、次いで「雑誌」が32.1%、「事典・学術専門書」(24.9%)、「DVD」(23.7%)、「児童向けの図書」(17.2%)の順となっている。

また、「その他」の主な回答としては、「郷土資料」、「旅行に関する本」、「マンガ」などの記載があった。

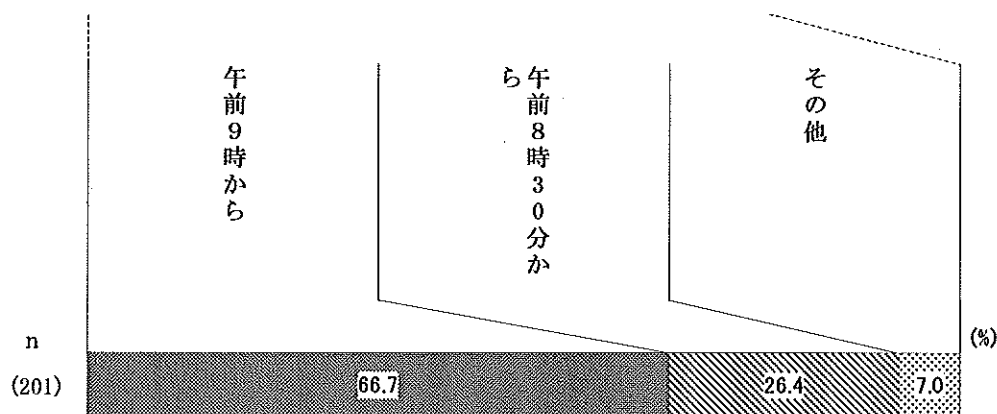
(4) 図書館の開館時間

問12 図書館の開館時間についてお伺いします。

(1) 開館時間



【もっと早い時間から開館してほしいと回答した人の具体的な希望開館時間】

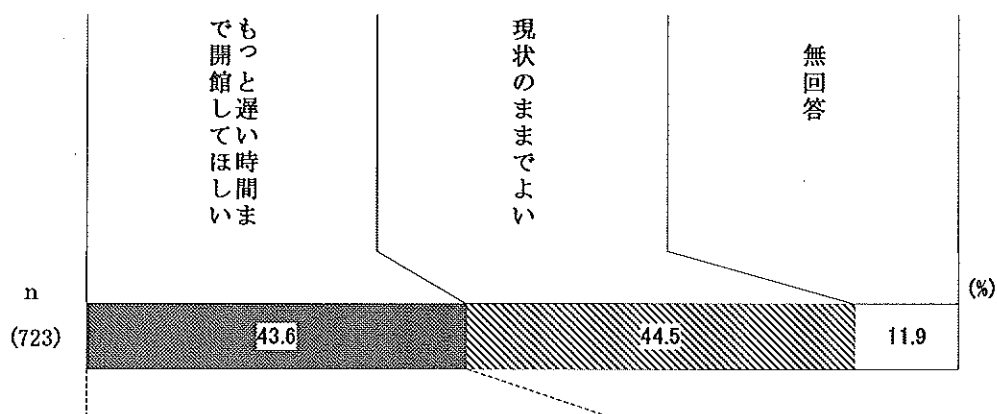


図書館の開館時間については、「もっと早い時間から開館してほしい」が27.8%、「現状のままでよい」が61.7%となっている。

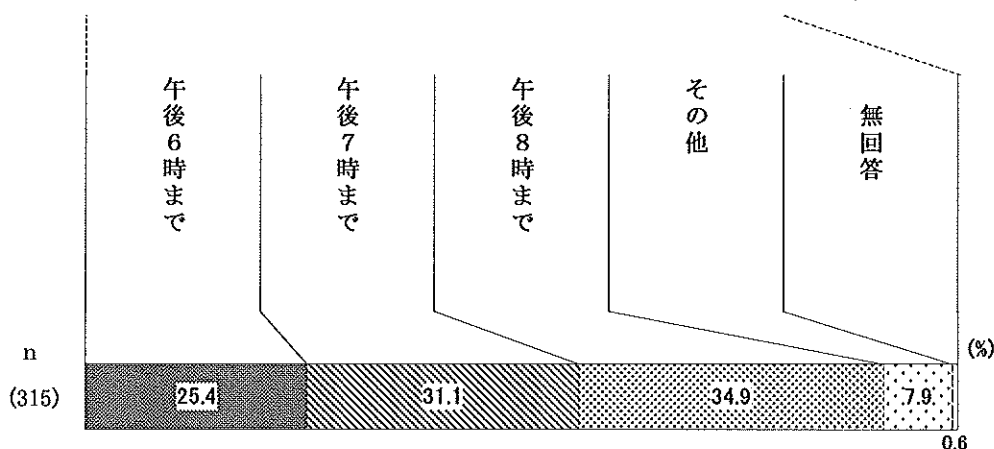
もっと早い時間から開館してほしいと回答した人の具体的な希望開館時間については、「午前9時から」が66.7%、「午前8時30分から」が26.4%となっている。

また、「その他」の主な回答としては、「午前8時から」、「夏時間、冬時間があると良い」、「曜日によって時間を変える」などの記載があった。

(2) 閉館時間



【もっと遅い時間まで開館してほしいと回答した人の具体的な希望閉館時間】



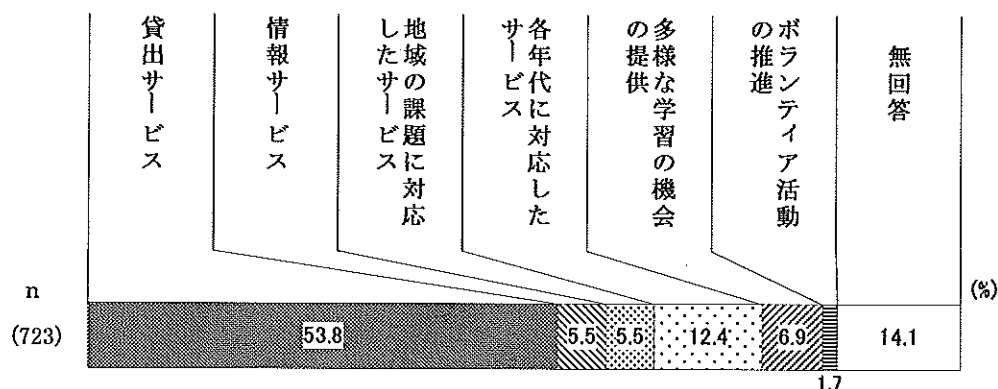
図書館の閉館時間については、「もっと遅い時間まで開館してほしい」が43.6%、「現状のままでよい」が44.5%となっている。

もっと遅い時間まで開館してほしいと回答した人の具体的な希望閉館時間については、「午後8時まで」が34.9%で最も高く、次いで「午後7時まで」(31.1%)、「午後6時まで」(25.4%)の順となっている。

また、「その他」の主な回答としては、「午後9時まで」、「午後10時まで」、「土・日・祝日は午後7時まで」、「三つの館を同じ時間帯で」などの記載があった。

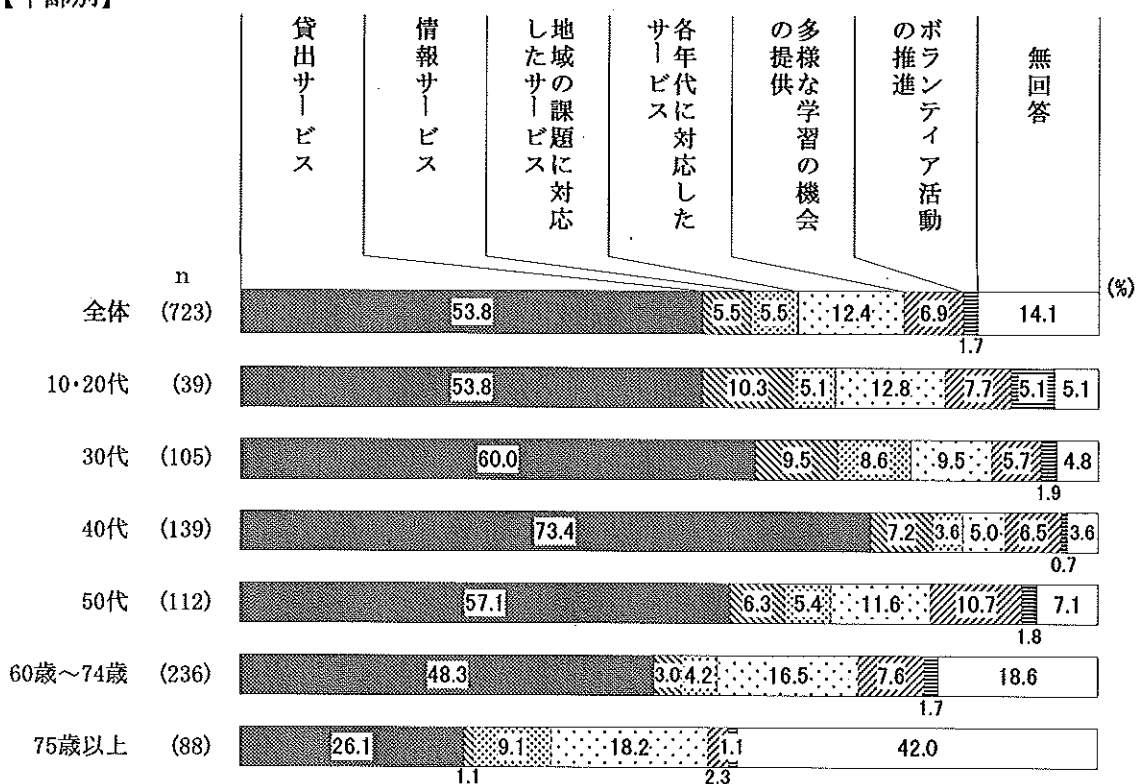
（５）重点的に充実してほしいサービス

問13 あなたが重点的に充実してほしいサービスはどれですか。次の１～６のうち、あてはまるもの１つに○を付けてください。



重点的に充実してほしいサービスについては、「貸出サービス」が53.8%で最も高く、次いで「各年代に対応したサービス」(12.4%)、「多様な学習の機会の提供」(6.9%)の順となっている。

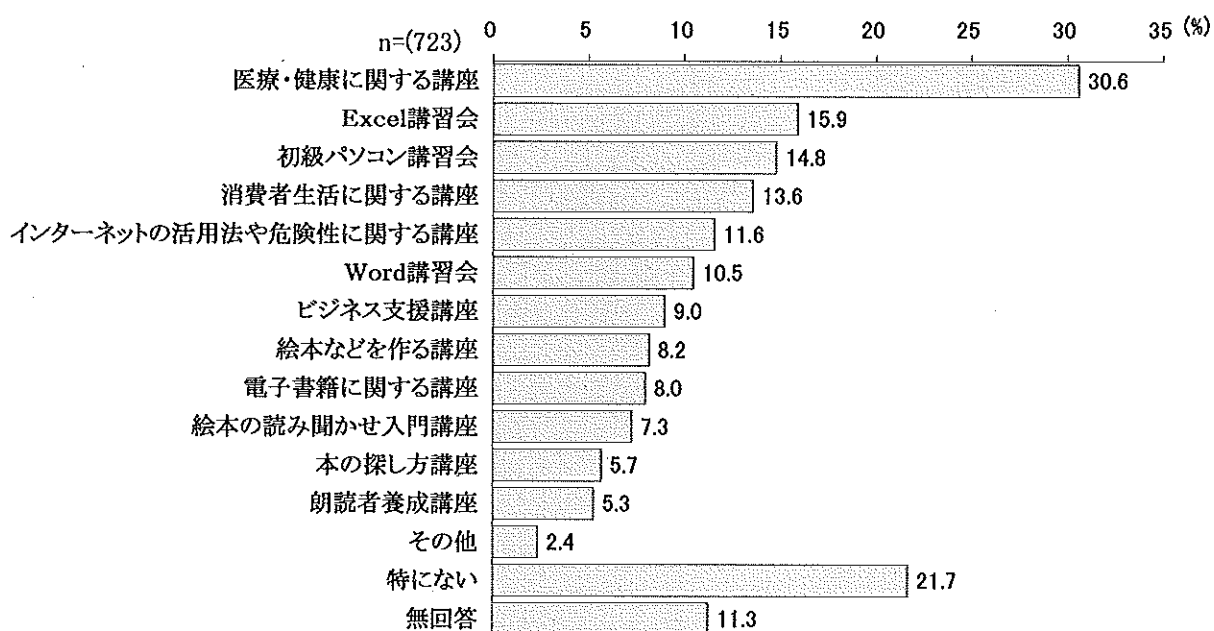
【年齢別】



「貸出サービス」は40代（73.4%）で最も高く、「各年代に対応したサービス」は75歳以上（18.2%）で最も高くなっている。

（６）参加したい図書館の講座

問14 図書館で講座に参加するとしたら、どのようなものに参加したいですか。（〇は3つまで）



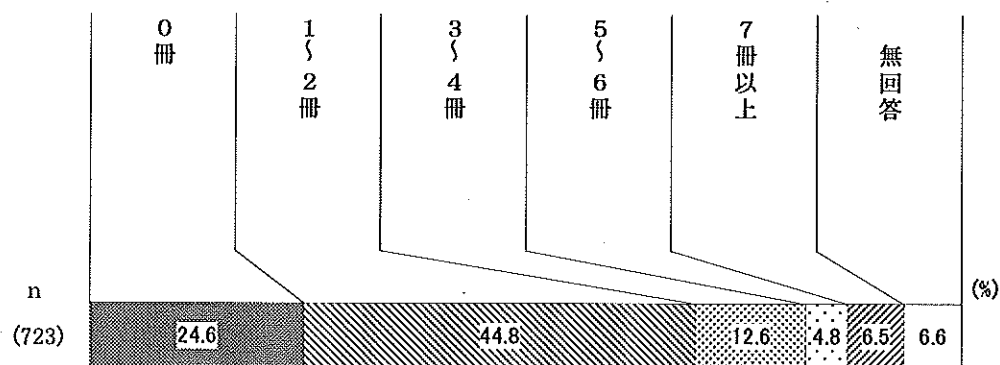
参加したい図書館の講座については、「医療・健康に関する講座」が30.6%で最も高く、次いで「Excel講習会」が15.9%、「初級パソコン講習会」(14.8%)、「消費者生活に関する講座」(13.6%)、「インターネットの活用法や危険性に関する講座」(11.6%)の順となっている。

また、「その他」の主な回答としては、「著名人による講演会」、「語学」、「郷土の歴史講座」などの記載があった。

(7) 読書環境

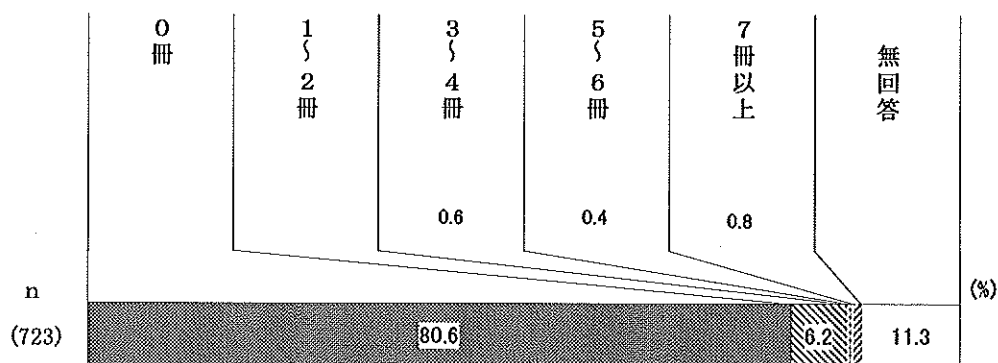
問15 あなたの読書環境についてお伺いします。

(1) 1ヶ月に読む本の数



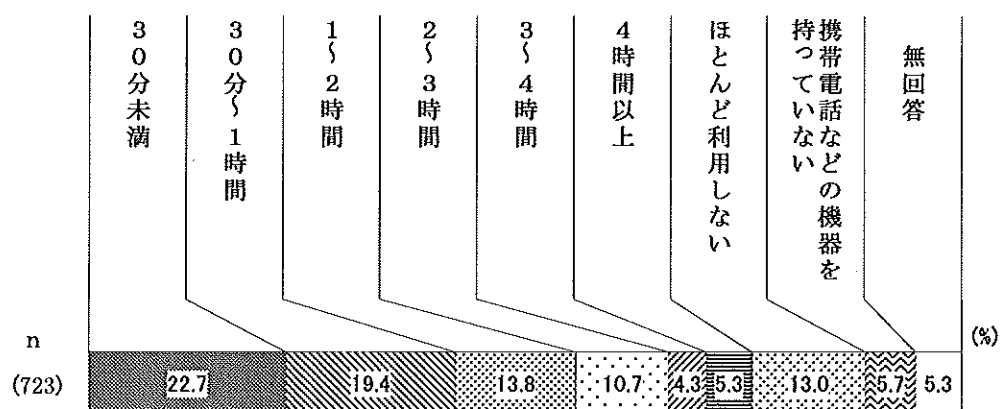
1ヶ月に読む本の数については、「1～2冊」が44.8%で最も高く、次いで「0冊」(24.6%)、「3～4冊」(12.6%)、「7冊以上」(6.5%)の順となっている。

(2) 1ヶ月に読む電子書籍の数



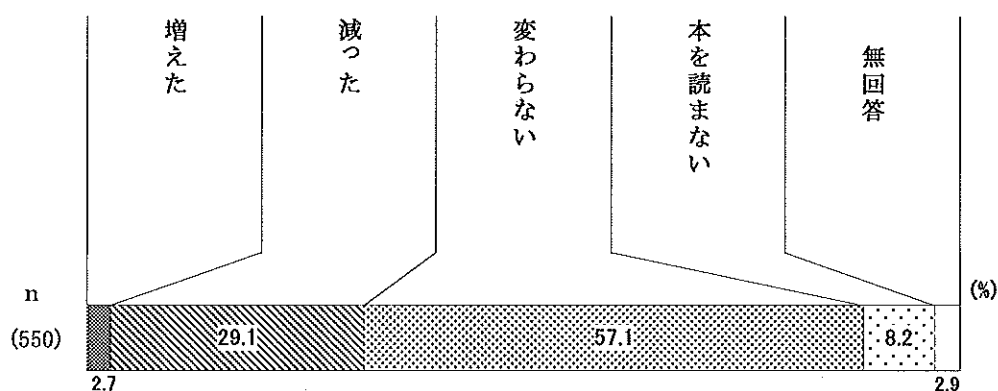
1ヶ月に読む電子書籍の数については、「0冊」が80.6%で最も高く、次いで「1～2冊」(6.2%)、「7冊以上」(0.8%)の順となっている。

(3) インターネットやメールの1日の利用時間



インターネットやメールの1日の利用時間については、「30分未満」が22.7%で最も高く、次いで「30分～1時間」(19.4%)、「1～2時間」(13.8%)、「ほとんど利用しない」(13.0%)の順となっている。

(4) 電子媒体を利用するようになってからの読書時間の変化



電子媒体を利用するようになってからの読書時間の変化については、「変わらない」が57.1%で最も高く、次いで「減った」(29.1%)、「本を読まない」(8.2%)の順となっている。

(8) 自由記入

問16 今後の図書館にどのようなサービスを望みますか。ご自由にお書きください。

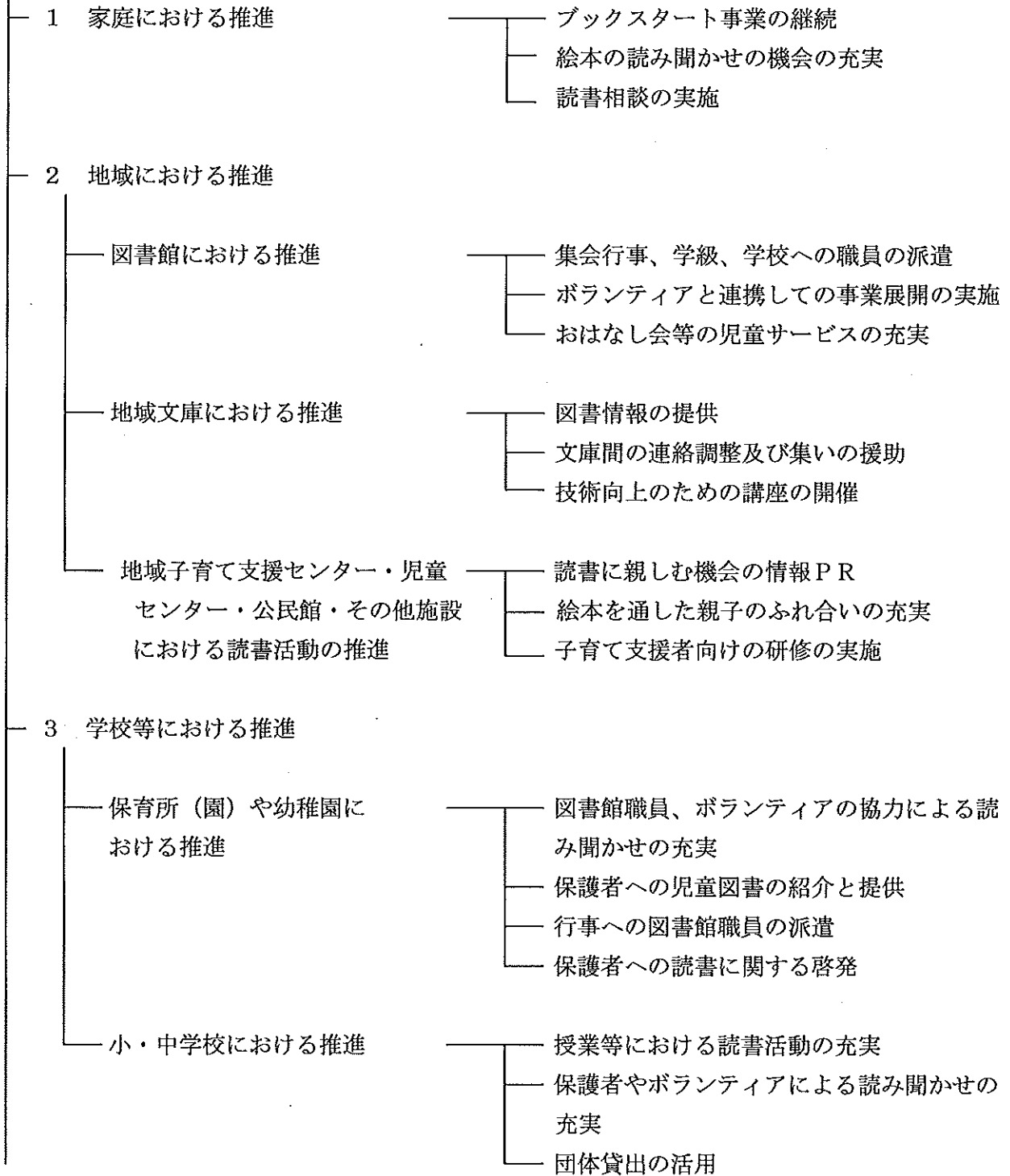
第二次ふじみ野市子ども読書活動推進計画施策体系

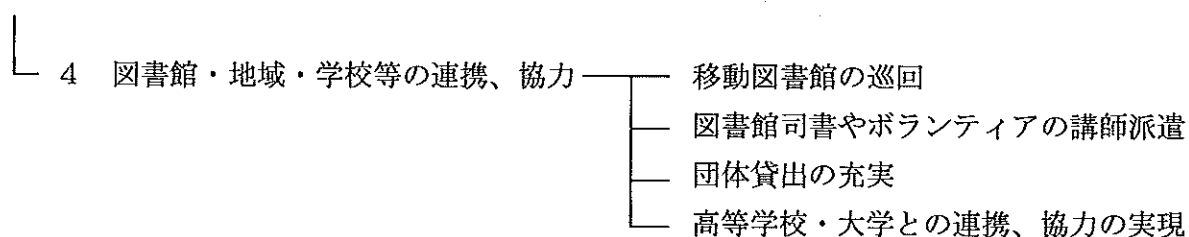
【基本的方針】

I 家庭・地域・学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

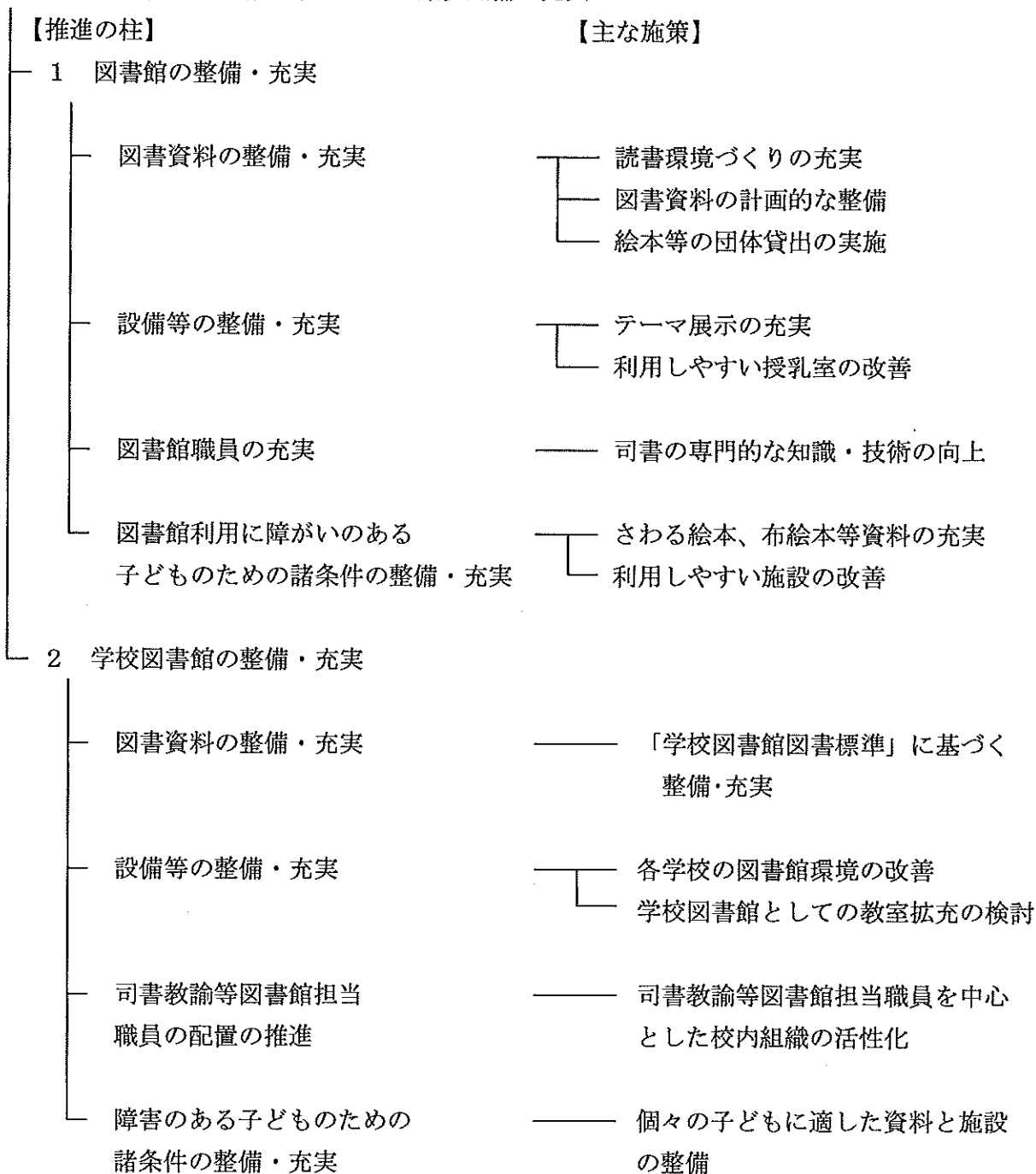
【推進の柱】

【主な施策】





II 子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実



Ⅲ 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

【推進の柱】

- 1 「子ども読書の日」を中心とした
啓発・広報

【主な施策】

図書館や学校での「子どもの読書の日」等を中心とした取り組みの推進
市広報での啓発

- 2 優良な図書の普及

地域、学校等への推薦図書リストの配布や新着本の紹介

Ⅳ 子どもが読書に親しむための支援体制の整備

【主な施策】

子どもの読書活動支援ネットワーク
図書館協議会

図書館法(抜粋)

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 公立図書館 (第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館 (第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあった期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

（都道府県教育委員会との関係）

第二十五条 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

図書館の自由に関する宣言

1954 採択

1979 改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためあつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

 - (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
 - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
 - (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である

(1979. 5. 30 総会決議)

ユネスコ公共図書館宣言 1994年

UNESCO Public Library Manifesto 1994

1994年11月採択

原文は英語

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

*公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

*図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

*公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

*地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

*関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地

域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。

*地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

*図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。

*図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実に行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。

*利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟(IFLA)の協力のもとに起草された。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(抜粋)

文部科学省告示第 172 号

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日

文部科学大臣 田中眞紀子

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努

めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館

の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

（一）図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。

また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機

関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施
(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、

司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

（以下省略）

これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして－

（「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書）

平成 18 年 4 月 5 日 文部科学省

（報告書概要・抜粋）

第 1 章 よびかけ

図書館の改革を進めるため、地方公共団体、図書館職員、地域住民、各種団体や機関等へ協力をよびかけている。

1. 地方公共団体のすべての機関の方々へ

- 図書館の設置者として
 - ・ 図書館が、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点であることを認識し、図書館行政の一層の充実・推進を図る
- 利用者及び連携・協力先として
 - ・ 図書館のレファレンスサービスの活用
 - ・ 講座・相談会等の事業を図書館と連携して開催

2. 図書館で働くの方々へ

- 図書館が、地域や住民の課題解決を支援する役割を担う施設であることを認識
- 図書館サービスの点検、評価の実施
- 図書館が本来持っている資源や能力、付加的な資源の状況を明確化
- 地域の社会教育施設や社会教育関係団体、学校、行政部局、議会、公的機関、住民団体、NPO 等の様々な機関と連携・協力
- 業務に優先順位をつけるとともに、業務の範囲を明確化

3. 地域住民の方々へ

- 図書館は、資料や情報の探し方を案内し、調べものを支援し、地域の課題解決に必要な情報を提供するであることを認識
- 図書館が地域に役立つ施設となるよう、図書館や地方公共団体の行政部局に対して積極的に働きかけ
- ボランティア活動等を通じた、図書館の運営への積極的な参画

4. 各種団体や機関の方々へ

- 学校
 - ・図書館と学校の一層の連携・協力の推進
- 商工団体や医療・福祉団体等の公的機関
 - ・講座や相談会等の事業を図書館と共催し、図書館で開催することにより、事業の効果を一層高めることが期待できる

第2章 提案 これからの図書館の在り方

1. 公立図書館をめぐる状況

2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点

(1) 図書館活動の意義の理解の促進

- 図書館は、出版物やインターネット上の情報など様々な資料や情報を分類・整理・保管し、案内・提供するとともに、あらゆる情報を一箇所で提供しうる「ワンストップサービス」機関であり、職員がそれを求めに応じて案内する点に大きな特徴がある
- 図書館サービスの内容や、図書館の存在意義について広く理解を得られるよう、図書館サービスと活動の内容を見直し、そのことを周知することが必要

【具体策の例】

- ・地域社会の現状・課題を把握し、図書館がどのように役に立つのかを明確化
- ・サービスや運営を改革し、地域の人々に図書館の利用を働きかけ
- ・図書館を利用していない住民に対しても積極的に働きかけ
- ・図書館の利用が困難な人々を対象としたサービスの実施
- ・時々の行政課題に図書館がどう役に立つのかを検討し、地方公共団体の行政部局に対して図書館側から積極的に提案
- ・「行政にも役立つ図書館」としてアピールし、図書館政策が自治体行政の基本的な政策体系に位置づけられるよう努力

(2) レファレンスサービスの充実と利用促進

- レファレンス専用カウンターや窓口の設置、職員の確保
- 電話、FAX、電子メール等でのレファレンス質問の受付

(3) 課題解決支援機能の充実

- 地域の課題解決に向けた取組や住民が日常生活をおくる上での問題解決

に必要な資料や情報を提供

【課題解決支援の例】

行政支援、学校教育支援、ビジネス支援、子育て支援 など

(4) 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備

- 印刷媒体と電子媒体を組み合わせ利用できる図書館（ハイブリッド図書館）を目指すことが緊急の課題
- 業務をオンライン化し、インターネット端末を設置し、データベースを含むインターネット上の情報を活用するとともに、ホームページを開設し、計画的・段階的に充実することにより、多様な情報源への入口としての「地域のポータルサイト」を目指すことが必要

【コンテンツの例】

- 利用案内やお知らせ、所蔵目録、リンク集、文献探索・調査案内、レファレンス回答データベース、地域資料索引、関係団体・機関リストなど
- インターネット上のデータベースや各種ソフトウェア、電子図書の提供等、IT を活用したサービスを充実

(5) 多様な資料の提供

- 図書だけでなく、雑誌記事、新聞記事、地域資料、地域の機関や団体が発行しているパンフレットやちらし等を提供することも、地域の課題解決や地域文化の保存の観点から重要

(6) 児童・青少年サービスの充実

- 学校との連携を図りつつ、図書館の児童サービス等を充実

【具体策の例】

- ・ヤングアダルトサービスの普及
- ・図書館で本に関する案内や助言
- ・読書会の開催など、本をめぐる意見交換の場を提供
- ・子どもの読書活動を推進する団体・グループやボランティアとの連携

(7) 他の図書館やその他関係機関との連携・協力

① 図書館間の連携・協力

- 横断検索システムと資料搬送サービスを組み合わせ、市町村立図書館等への支援や相互貸借を通じた全域サービスを展開
- 大学図書館等と公立図書館が相互にサービスを利用できる仕組みの整備
- 国立情報学研究所の NACSIS-CAT や NACSIS-ILL、国立国会図書館の総合目録ネットワークやレファレンス協同サービス事業の活用

② 行政部局、各種団体・機関との連携・協力

- 行政部局への支援として、行政事務や政策立案に必要な資料を積極的に収集し、レファレンス質問に回答し、求められた資料を検索して提供する

【具体策の例】

- ・ 地域や地方自治に関する新聞記事の目録、関係雑誌の目次をまとめた冊子、図書リストを提供。
- ・ 地方公共団体の庁舎内に図書室を設置し、専門書や雑誌、有料データベース等を一元化して整備。行政部局が必要な必要な情報は、司書が資料の中から検索・提供
- 行政部局や各種団体・機関と連携して講座や相談会等を開催

(8) 学校との連携・協力

- 一定量の図書の長期的な貸し出し、レファレンスサービス、お話会や読み聞かせの実施や調べ学習の支援
- 司書教諭等の研修への支援や情報提供

(9) 著作権制度の理解と配慮

- 職員に対して著作権に関する研修を受ける機会を確保することが必要
- 著作物の円滑な流通を図るため、引き続き図書館と権利者、著作者等の間で協議の場を設け、検討していく必要がある

3. これからの図書館経営に必要な視点

(1) 図書館の持つ資源の見直しと再配分

- 閲覧サービス、貸出サービス、リクエストサービス等をつつ、それと同時に、これまで不十分であったレファレンスサービス、課題解決・調査研究の援助、時事情報の提供、専門的資料の提供、勤労者へのサービス等を充実させるべき
- このため、図書館の経営方針や、資源配分の優先順位と比率の見直しが必要

(2) 図書館長の役割

- 図書館を社会環境の変化に合わせて改革するためには、図書館の改革をリードし、図書館経営の中心を担う図書館長の役割が重要
- 教育委員会は、図書館長が実質的に業務を行える勤務体制と権限を確保するとともに、研修を受けられるよう配慮する必要がある

(3) 利用者の視点に立った経営方針の策定

- 開館時間の延長や来館が困難な人への対応、利用条件の緩和、利用者の声を運営に反映させる仕組みづくりなど、利用者の視点に立った経営方針の策定や、サービス内容の見直しが必要
- 障害者サービス、高齢者サービス、多文化サービスへの取組を引き続き強化

(4) 効率的な運営方法

- 職員の適正な配置や、機械化による省力化等が必要

(5) 図書館サービスの評価

- 図書館サービスの必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行い、住民に公表することが求められている
- 貸出冊数を中心とした評価の在り方を見直し、多様なサービスに対応した評価の在り方を考えることが必要
- 評価結果を踏まえて業務の改善方針や計画を作成し、定期的に見直すことが必要

(6) 継続的な予算の獲得

- 図書館への投資によってどのように社会がより良く変化するかを明確に示し、地域社会から評価を得る必要がある。また、そのための具体的な行動指針を作成し、全ての職員に周知し、実行する必要がある

(7) 広報

- 対象に応じて、どのようなことに関心や興味を持つのかを検討し、媒体や手法、重点的に広報する点等を工夫することが必要
- 報道機関を通じた広報を積極的に活用すべき。日頃からイベントや話題になる出来事について案内するとともに、わかりやすく簡潔で、記事を書きやすい広報資料を作成して配付することが必要。
- 図書館職員は、これまでの「待ち」の姿勢から意識を転換し、新たな利用者を開拓するために図書館側から積極的に働きかけを行うことが必要

(8) 危機管理

- 徹底した予防策を講じるとともに、危機管理マニュアルを作成し、危機発生時に誰がどう動くのかを明確にしておくことが必要

(9) 図書館職員の資質向上と教育・研修

- 図書館職員が意識を改革し、自身が持っている図書館の古いイメージを払拭するとともに、図書館が住民の学習や地域振興に貢献できる力を持っていることをアピールする能力を身につけることが必要
- 司書の養成課程や研修において、地域社会の課題やそれに対する行政施策・手法、地域の情報要求の内容、図書館サービスの内容と可能性を学び、情報技術や経営能力を身に付け、さらに、コスト意識や将来のビジョンを持つことなどが必要

(10) 市町村合併を踏まえた図書館経営

- 市町村合併を図書館を改革・充実する好機と捉えて、周辺地域を含む全域サービスの実現とサービスの質的向上をめざすべき
- 合併市町村間における検索システムの統合、新たなサービス計画の策定等への取組が必要
- 全国どこでも日常的に図書館サービスを利用できるようにするために、公民館図書室や学校図書館の一般開放などを含めて、中学校区などの生活圏毎に図書館サービスの拠点を整備することが必要

(11) 管理運営形態の考え方

- どのような管理運営形態が、当該地域の実情に照らして、当該図書館の設置目的を最も効果的に達成することができるかを十分検討した上で、各地方公共団体が自ら判断すべき

4. 国・都道府県の役割

(以下省略)

第二次ふじみ野市立図書館サービス計画

発行日 平成27年9月

発行者 ふじみ野市立図書館

〒356-0017

埼玉県ふじみ野市上野台3-3-1

電 話 049-262-3710

FAX 049-262-8151